

平成28年度第2次補正予算
「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」
実施マニュアル

(Ver 2.0)

平成29年2月
総務省
情報流通行政局
衛星・地域放送課
地域放送推進室

【 目 次 】

I	総論	1
	「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」実施マニュアルの位置づけ	1
II	交付申請事務マニュアル	2
1	事務のフローチャート	2
2	「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」の内容	3
3	交付額	5
4	事業実施期間	5
5	補助対象範囲・経費	5
6	補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け	12
7	交付申請書の作成と確認のポイントについて	13
8	書類の提出	15
III	交付決定	39
1	交付先の決定方法	39
2	追加資料の提出等	39
3	申請内容の確認・採択・修正	39
4	交付手続き	39
5	事業の実施	39
6	報告	40
IV	交付決定後について	41
1	契約について	41
2	計画変更等について	42
3	差金回収について	44
V	実績報告事務マニュアル	45
1	実績報告書の作成について	45
2	経理等について	47
VI	その他	
	Q & A	61
VII	参照条文	77

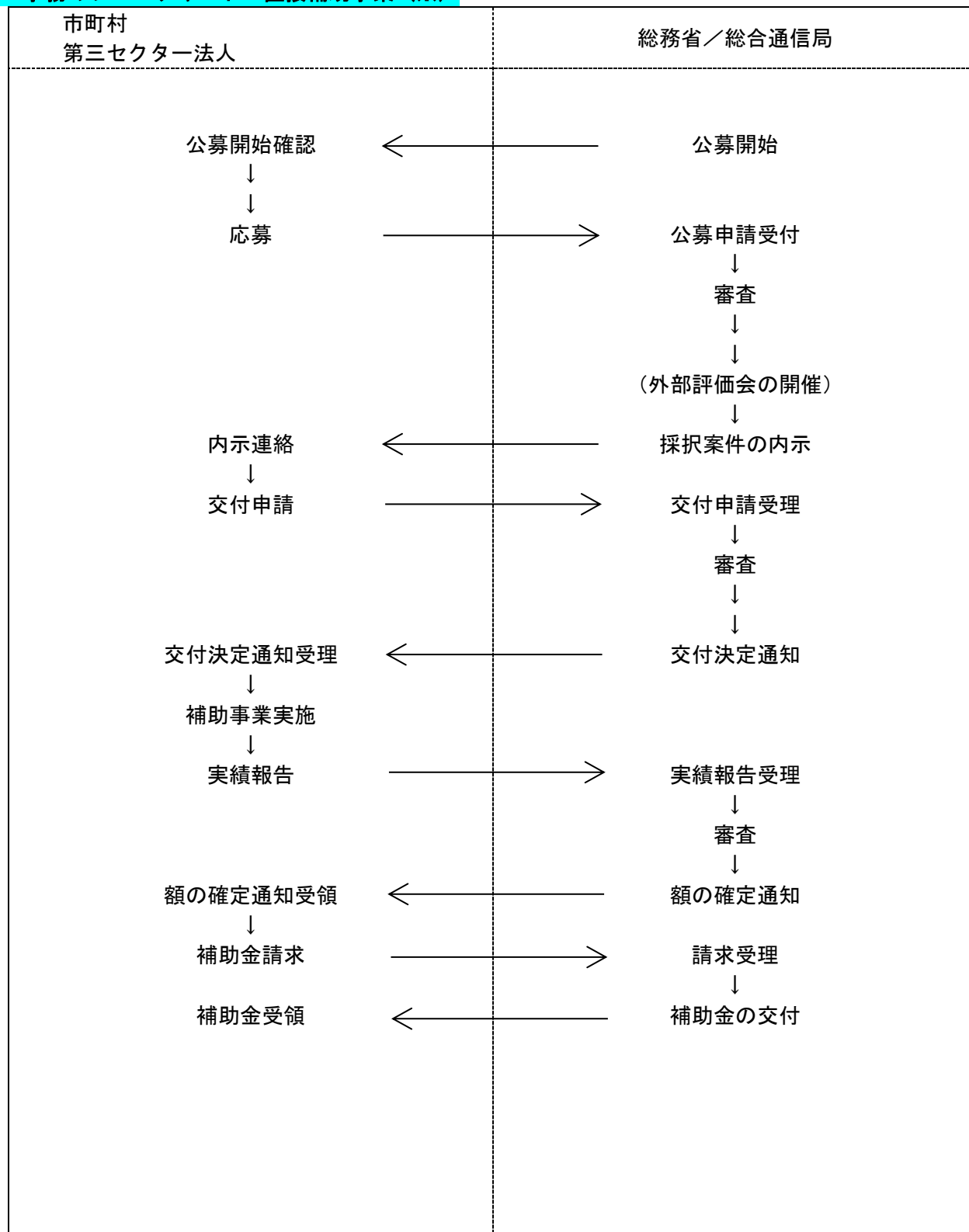
I 総論

「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」実施マニュアルの位置付け

平成28年度第2次補正予算で予算措置された「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」（以下「補助事業」という。）の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱（総情地第15号（平成25年2月27日）以下「交付要綱」という。）によるほか、本実施マニュアルに基づいて実施するものとする。本事業の実施に当たっては、上記の法令、交付要綱及び本実施マニュアルを熟読の上、遵守すること。

Ⅱ 交付申請事務マニュアル

1 事務のフローチャート 直接補助事業（※）



（※）本補助事業は、国から市町村又は第三セクター法人に対して直接補助を行うものである。

2 「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」の内容

「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」の内容については、交付要綱第3条（定義）で、この要綱において、「補助事業」とは、地域における情報通信基盤の強じん化を図るための事業であって、次の各号に掲げるものをいう。

（１）、（２）、（３）① （略）

（３）②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

市町村又は第三セクター法人が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から行う次の事業をいう。

ア 有線網切断が想定される箇所等のループ化・複線化・一部無線化（以下「ループ化等」という。）や、監視制御機能の強化に係る設備の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うもの。

イ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域においてループ化等と同時に行う、設置後の年数が別に定める年数を超過した当該ループ化等の対象区域における既設の有線網の更改を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うもの。

と定義しているところ。

これを解説すると、

- ① 地域における情報通信基盤の強じん化を図るための事業であって、次の各号に掲げるもの
- ② 市町村又は第三セクター法人が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワーク

→ ②の下線部分は、①の下線部分に該当することから、本補助事業は、市町村（公設公営、公設民営（ＩＲＵ契約）、第三セクター法人が所有する形態のケーブルテレビ施設の放送・通信ネットワークの強靱化を図ることを目的とすることが要件であることを意味している。したがって、通信網のみの強靱化を目的としている場合は本補助事業の対象外である。

→ 本補助事業において第三セクター法人とは、地方公共団体からの出資を受けている民間事業者を指す。また、第三セクター法人が補助事業者となる場合は、原則として、補助事業の目的となる地域（例えば、伝送路の二重化を行う場合はバックアップ回線によって情報の遮断が回避されることになる地域、監視制御機能の強化であれば監視対象となる地域、等）を含む市町村の出資を受けている必要がある。

→ なお、市町村又は第三セクター法人所有のケーブルテレビを国が支援するのは、災害時に住民への情報伝達責任を一義的に有する地方公共団体にとって、ケーブルテレビは、家庭にあるテレビを通じて防災・減災情報を発信できる情報伝達手段として高く評価されていること、更には、これまでも国がそのネットワーク整備を支援してきた実績があること（新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業（平成６年度～平成１７年度）、地域情報通信基盤整備推進事業（ＩＣＴ交付金）（平成１８年度～平成２１年度））等を考慮したものである。

- ③ 有線網切断が想定される箇所等のループ化・複線化・一部無線化

→ 放送・通信網の切断の原因には、自然災害（地震、台風、集中豪雨、津波等）による場合と、火災など人為的な災害の両方があり、定義上、原因を限定していないことから、「有線網切断が想定される箇所等」については、自然災害、人為的災害のどちらの原因でネットワーク切断が生ずるケースも該当するものである。この「有線網切断が想定される箇所等」によって発生する情報遮断を回避することが目的の補助事業であることから、ループ化等により伝送路の強靱化をする場所は、想定される障害発生地域に照らして必要な場所・ルートとなるものである。

→ ループ化・複線化は、予期せぬ災害によるネットワーク切断を回避することが目的であることから、複線化する場合は、違うルートに整備することになる。

仮に、同一の電柱に架設する複線化という手法で申請された案件があった場合は、補助目的達成の確実性という観点からして、他の申請案件に比べ相対的に低い評価となるものである。

- ループ化についても、同様の理由から、崖崩れ、洪水等による被災のおそれが少ない、災害に強い場所に整備する計画になっているものかどうかとも評価要素となる。
- 一部無線化とは、橋の上にある電柱に架設されている伝送路（光ケーブル）が洪水等で橋ごと流された場合に備え、両岸の間で、多チャンネルケーブルテレビ番組を無線で伝送する 23 ギガヘルツ・マイクロ波帯の可搬型無線伝送装置を整備する場合などが想定されているものである。

④ 監視制御機能の強化

- 監視制御機能とは、テレビ映像、データ放送がネットワーク上を正常に流れているかどうか、また、インターネット機能が正常に運行しているかどうかなどを、例えば、ノード装置のポイントで遠隔監視し、制御や障害検出などを行うものを想定している。
- 監視制御機能の強化は、伝送路のループ化等を伴わない、監視制御機能の強化のみの場合でも補助対象となり得る。

⑤ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域においてループ化等と同時に行う、設置後の年数が別に定める年数を超過した当該ループ化等の対象区域における既設の有線網の更改

- 離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村又は過疎地域（注）の条件不利地域においては、その他の地域と比較して、事業収益に対して老朽化した伝送路設備の更改に過大な費用負担が生じることから、条件不利地域における老朽化した既設伝送路設備（伝送路設備の機能維持に必要な電源設備等を含む。）の更改を可能としたものである。この際、補助対象となる既設伝送路設備は、次の要件のいずれにも該当しているものとなる。
 1. ループ化等の実施と同時に更改を行うものであること
 2. 設置後に一定の期間が経過していること
 3. 条件不利地域内に設置されていること
 4. 切断等が想定される箇所を含むループ化等の対象区域に設置されていること
- 要件 1 は、そもそも本事業が放送ネットワークの強靱化を目的としたものであることから、ループ化等と同時に老朽化した既設伝送路の更改を行うことで、より確実な放送ネットワークの強靱化を図ることを目的としたものである。したがって、ループ化等を伴わない既設伝送路の更改のみの場合は補助対象とはならない。
- 要件 2 における一定の期間とは、F T T H方式で整備したものは設置後 10 年、H F C又は同軸方式で整備したものは設置後 13 年である。これらの年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を踏まえたものであり、既設伝送路設備の老朽化の当否は耐用年数の経過をもって判断することとしたものである。
- 要件 3 は、伝送路設備が条件不利地域内に設置されている必要があることを指す。したがって、条件不利地域と条件不利地域以外にまたがって設置されている伝送路設備を更改しようとする場合は、当該条件不利地域内に設置されている分のみが補助対象として認められる。
- 要件 4 は、ループ化等の対象区域（ループ化等によって放送ネットワークの強靱化が図られる区域）に設置されている既設伝送路設備を指す。すなわち、既設伝送路とループ化等により設置する新設伝送路との接続点同士の間の区域のうち切断等が想定される箇所を含むものが補助対象となる。

※離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村又は過疎地域とは、それぞれ次に掲げる地域をいう。

離島	離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄をいう。
豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。
辺地	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地をいう。
山村	山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。

半島	半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。
特定農山村	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき特定農山村地域として指定された地域をいう。
過疎地域	過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域、同法第 32 条の規定に基づき読み替えて適用される同法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域及び同法第 33 条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。

3 交付額

補助申請の主体	補助率
市町村又は市町村の連携主体の場合	補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額
第三セクター法人の場合	補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額

なお、交付下限額が 100 万円のため、1 事業区分ごとに事業費 300 万円以上（市町村等の場合は事業費 200 万円以上）の事業を対象とする。

4 事業実施期間

（1）単年度事業

補助事業は単年度事業であるため、原則年度内に事業が完了していなくてはならない。したがって、補助事業の翌年度繰越は原則認められない。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、適正化法第 7 条第 1 項第 5 号及び交付要綱第 10 条（事故の報告）に基づき当該年度内の執行が困難と見込まれることが分かった時点ですみやかに総務省へ相談の上、総務大臣に上記の事故報告を提出し指示を受けること。

（2）補助事業の完了について

補助事業は交付申請書に記載した完了予定日までに完了している必要がある。この場合、補助事業の完了とは、単に工事が完了するだけでなく、整備された施設・設備が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることをいう。

5 補助対象範囲・経費

（1）補助対象範囲の考え方

「補助対象設備」「補助対象経費」については、交付要綱第 4 条及び別表で、

別表

事業の区分	交付対象	内容
1. 観光・防災 Wi-Fi ステーション整備 事業 ～ 3. 放送ネットワー ク整備支援事業 地上基幹放送ネッ トワーク整備事業	（略）	（略）
3. 放送ネットワー ク整備支援事業 地域ケーブルテレ ビネットワーク整 備事業	施設・設備費	（1）次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 （ア）局舎・センター施設 （イ）鉄塔 （ウ）外構施設 （エ）伝送路設備 （オ）無線アクセス装置 （カ）送受信装置

事業の区分	交付対象	内容
		(キ) 構内伝送路 (ク) 電源設備（予備電源設備を含む） (ケ) 監視制御・測定装置 (コ) ヘッドエンド装置 (サ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) 附帯工事費
	用地取得費・道路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (2) 附帯工事費
	企画・開発費	(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (2) その他事業を実施するために必要な経費

と規定されているところ。

これを具体的に示すと、

①施設・設備費

事業に必要な設備の設置等に要する経費

メニュー	内容及び設備例
(ア)局舎・センター施設	通信・放送・映像等の送受信、中継・編集等の拠点となる施設 ○屋内設置型（施設内の一部に中継機器およびラック等を設置） ○屋外設置型（屋外に専用ボックスや施設を設置） ○鉄塔取り付け型（中継無線などの場合、無線機器を見通しのよい場所に設置） センター・局舎施設については、新設と改修による場合があり、新設の場合には、施設全体が補助対象となる単独建物と、補助対象外の施設との合築により整備される合築建物がある。 ○単独建物：事業を実施するにあたり最低限必要な施設が補助対象となる。 ○合築建物：他事業における局舎や役所等と「合築」する場合も補助対象となる。 また、補助対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。 ○床上げ工事：電源、構内伝送路等の配線を収容可能とする二重床化、仕上げ工事 等 ○空調設備工事：空調機の設置工事、配管工事 等 ○電気設備工事：電源の増設工事、配線工事等 ○躯体補強工事：床荷重増加に対応するための床下の梁増強工事等 ○内装工事：間仕切り工事（壁等の設置）、天井工事 等 ○撤去工事：配線の撤去工事、産廃処理費用 等
(イ)鉄塔	無線アクセス装置等を設置する施設
(ウ)外構施設	センター・局舎施設等を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、舗装 等
(エ)伝送路設備	各種データや映像情報等を伝送するための線路設備 ○線路（光ファイバーケーブル、同軸ケーブル、ノード、アンプ、クロージャー、タップオフ、光電変換装置、光成端架 等） ○中継装置（海底中継装置を含む）

	○分岐装置（海底分岐装置を含む） ○多重化装置 ○変調装置 等
（オ）無線アクセス装置	各種データを、電波により送受信可能な形式に変換することにより、アンテナを経由して送受信を行うための送受信設備及びアンテナ設備から構成される装置 ※映像等を放送により送受信するためのアンテナ（受信アンテナ、送信アンテナ、アンテナ架、アンテナ支柱 等）も含む
（カ）送受信装置	伝送路設備又は構内伝送路を通じてデータや映像情報等を伝送するための装置（セキュリティ対策用装置を含む） ○ルータ ○Ｌ２／Ｌ３スイッチ ○サーバ（ＷＷＷ、メール、ＤＮＳ、プロキシサーバ、ファイアウォール 等） ○ケーブルモデム ○運用管理用ＰＣ
（キ）構内伝送路	センター・局舎施設内等において整備する送受信装置等の各種データや映像情報等を伝送するために必要なケーブル、配管、ケーブルラック等 ○ＬＡＮケーブル ○構内光ケーブル ○ＵＴＰケーブル
（ク）電源設備（予備電源設備を含む）	センター・局舎施設等において、各機器への電源を安定供給するための設備 ○受電設備（受電盤、分電盤、電線引き込み送電線、ＰＳ柱） ○電源設備（必要十分な発電能力がある予備電源、耐電トランス、整流器、無停電電源装置、発電・蓄電装置、燃料タンク）
（ケ）監視制御・測定装置	映像や通信サービスを安定して加入者に提供するために設備を管理、測定する装置 ○ステータスマニタ ○ネットワーク監視装置 ○測定装置 ○システム監視装置 ○遠隔制御装置 ○高機能制御監視受信機
（コ）ヘッドエンド装置	前置増幅器、受信増幅器、チューナ、ＥＰＧ、多重化装置、変調器混合器 等
附帯工事費	事業の工事全般に係る以下の経費 ○調査設計費：決定後に実施する現場調査、詳細設計（注） ○施工・構築費（注） ○改修補強費：施設および電柱（自営柱、電力柱、ＮＴＴ柱等）等の改修・補強に係る費用 ○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）
その他事業を実施するために必要な経費	—

（注）調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

②企画・開発費

事業を実施する上で必要となるシステムの企画・開発に要する経費

メニュー	内容及び具体例
ソフトウェア購入費	事業を実施する上で必要となるソフトウェア購入費用（パッケージ購入費、ライセンス費 等） II 5－別紙参照
その他事業を実施するために必要な経費	—

(2) 補助対象とならない経費等

(1)交付要綱上は補助対象と位置付けられている対象設備であっても、補助事業の目的に沿わないもの。	
(2)交付要綱上は補助対象と位置付けられている対象設備であっても、使用目的や効果が不明確であるもの。	
(3)補助事業期間内に供用されない設備等。	
(4)交付決定前に実施した工事費用等	事前着工（注）した工事費用。 （注）交付決定日より前に締結された契約（※）及び工事着工をいう。 （※）「交付決定日前に締結された契約」とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。
(5)ランニングコスト	○共架費（電柱使用料） ○光ファイバーケーブル、各種機器等の保守・維持管理費・修繕費用 ○光ファイバーケーブル等の共架やF W A 機器設置のための電柱使用料、支障移転費用 ○管路使用料 ○コロケーション（通信事業者等の局内に通信機器を設置する）費用 ○電波利用料 ○海底ケーブル等敷設に伴う漁業補償費（障害対応等、作業時の漁業補償等） ○番組ソフト制作費 ○地方公共団体が住民に対してブロードバンドを提供する場合の提供エリア外のインターネット接続事業者との接続に係る費用 等

ソフトウェアの補助対象は以下のものとする。

1. パソコン（別表１）

基本ソフト（OS）、ワープロソフト、表計算ソフト、メールソフト及びセキュリティソフト並びにこれらに附属するソフト。

また、一般的な販売形態により購入した結果、パソコンのパッケージとして附属し、価格が算出できないソフトについては、一体的に補助対象とする。

2. サーバ（別表１）

補助金事業で整備するハードに導入するソフトのうち、当該事業のネットワーク及びシステムの機能の確保のために必要最小限のソフト及びこれらに附属するソフト。

また、ファイアウォール専用機等必要な機能と専用の筐体が一体化されている装置については、一体的に補助対象とする。

3 ケーブルテレビ関連

Ⅱ ５－別表２太枠内とする。

4 インストール費、設定費、設計費について

ソフトウェアのインストール費及びシステムを動作させるための設定・設計費について、Ⅱ ５－別表１、２の補助対象範囲のものについて認められる。その場合は、それぞれの費目を別に計上して、見積書（請求書）等に記載すること。なお、補助対象外ソフトの導入を妨げるものではないが、補助対象及び補助対象外のソフトウェアを合わせて購入する場合は、補助対象となるソフトウェアを区分すること。おって、セキュリティソフトについては、新種のウイルスに対応するため、導入後、一定期間ごとに料金を支払い、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利を更新（又は取得）する仕組みがあるが、このような場合については、財産処分制限期間以上の使用期間が確保できるセキュリティソフトの購入費は補助対象とし、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利のみに係る経費については補助対象外となる。

（注） 「ソフトウェア購入費」、「ライセンス費」とは、CD-ROM等メディアの有無に関わらずソフトウェア（ライセンス）の使用期間の期限が定められていないものについて「ソフトウェア購入費」、ソフトウェア（ライセンス）の使用期間が定められているものであって、提供されている最短の使用期間のものを「ライセンス費」という。なお、ライセンス費については、重複投資とならないように、従前の契約内容を確認すること。

区分	対象ソフト	必要な機能の概要	備考
①基本ソフト	OS	入出力機能やディスクやメモリの管理など、アプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理する。	OS：オペレーティングシステム
②各サーバの管理・運用に必要なソフト	UPSソフト	電池や発電機を内蔵し、停電時でもしばらくの間コンピュータに電気を供給する装置を管理する。	UPS：Uninterruptible Power Supply（無停電電源装置）
	ウイルス対策ソフト	コンピュータウイルスを検出、駆除等する。（個別サーバ用）【ウイルス検出／駆除／キックバック機能】	
	RAIDソフト	複数のハードディスクをまとめて1台のハードディスクとして管理する。	RAID：Redundant Arrays of Inexpensive Disks 別名：ディスクアレイ
	システムバックアップソフト	サーバに保存されたプログラムを、破損やコンピュータウイルス感染などの事態に備え、バックアップする。	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	Proxyソフト	内部ネットワークとインターネットの境にあつて、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって、「代理」としてインターネットとの接続を行なう。【代理アクセス／キャッシュ機能】	
	FireWallソフト （ネットワーク監視ソフト）	外部ネットワーク等を通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行なわれることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する。【セキュリティ／ウイルス対策／認証機能】	ウイルス対策用ソフトとしては、ゲートウェイ用、ネットワーク用等個別のハード向けのウイルス対策ソフト以外が該当。
	ネットワーク管理ソフト	構成管理、障害管理、性能管理等ネットワーク全体の管理を行う。	
	FTPソフト	クライアントとサーバ間のファイル転送を行う。【大容量データの送受信機能】	FTP：File Transfer Protocol
	暗号化ソフト	ネットワークを通じて文書や画像等データをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換する。【暗号化によるデータ保護通信機能】	
	負荷分散ソフト	各種サーバへのアクセスを、複数のサーバに振り分けるなど負荷分散を行う。【アクセス集中時のレスポンス低下回避機能】	SLB（Server Load Balancing）等
	LDAPソフト	イントラネットなどのTCP/IPネットワークで、ディレクトリデータベースにアクセスを可能とする。【合併及び広域連携活用でのドメイン管理機能】	LDAP：Lightweight Directory Access Protocol ディレクトリ・サービス：ネットワーク上の資源とその属性とを記憶し、検索できるようにしたシステム。ユーザやネットワーク資源の管理を一括化し、負担軽減が可能。

注：整備（使用）計画を策定する際、整備するソフトについて「対象ソフト」の区分に従って分類する必要があります。区分等に疑義が生じた場合は個別に相談すること。

補助金において補助対象とするソフト及びインストールの範囲について

ソフトの種類及び主な目的	主なソフト例	ソフトの詳細	ソフトに対応するハード(設備)	補助対象の適否		備 考
				ソフト	インストール等	
⑤エンドユーザー向けアプリケーションソフト	・データベースサーバ・コンテンツソフト	・加入者が利用するコンテンツのデータベース ・www(World Wide Web)を実現する ・HTTPを使って送られる利用者からのリクエストにしたがってWebページのデータを利用者へ送る	・サーバ	×	×	加入者が利用するソフト
	・WWWサーバソフト		・サーバ	×	×	〃
	・施設予約管理ソフト			×	×	
	・図書情報管理ソフト			×	×	
	・教育用ソフト など			×	×	
④事業を実施するために必要な基礎的ソフト	・音声告知システム・コンテンツサーバソフト	・利用者(自治体や消防署などの情報提供者や加入者)コンテンツのデータベース ・放送グループ管理 ・端末の認証管理 ・放送配信および配信制御	・サーバ	○	○	
	・加入者管理システムソフト	・顧客情報(契約内容、個人情報等)管理 ・端末取り付け工事情報(ワークフロー)管理 ・機器在庫情報管理 ・システム制御(デジタル機器インタフェース、ホームターミナル、セットトップボックス制御と連携)	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送送出システム・自動送出装置ソフト	・VTRまたはサーバに格納している番組やCMの中で、決められた番組やCMを決められた時間に再生し配信、停止する	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送編集設備・編集ソフト	・番組素材を加工(必要、不必要部分を選別)し、特殊効果を付加して番組として完成させる	・PC	○	○	
	・EPG編集装置・編集ソフト	・番組名、番組内容、配給会社ロゴ等入力 ・コピー防止機能設定 ・音声種別設定	・サーバ ・PC(操作用)	○	○	
	・データベース構築・管理用ソフト など			○	○	
	・伝送路監視装置・監視ソフト	・伝送路機器(能動機器)の状態監視、機器動作制御	・サーバ ・PC(操作用) ・通信用モテム	○	○	
	・音声告知放送システム・放送制御ソフト	・告知放送番組の登録・管理 ・定時放送、自動放送の番組送出 ・緊急放送の割り込み処理	・サーバ	○	○	
	・デジタル放送多重化制御装置・制御ソフト	・CATVデジタル放送の信号多重化設定、制御、監視	・PC	○	○	
	・ケーブルモデムシステム・管理ソフト	・ケーブルモデム登録・管理 ・ケーブルモデム状態監視 ・サービスレベル(速度制限、フィルタ等)設定	・サーバ	○	○	
②ハード機器の管理・運用に必要なソフト	・Proxyソフト			○	○	
	・ネットワーク監視・管理用ソフト			○	○	
	・FTPソフト など			○	○	
	・ホームターミナル制御ソフト	・番組(ホームターミナル)の視聴可否を制御	・PC ・通信用モテム	○	○	
	・セットトップボックス制御ソフト	・番組(セットトップボックス)の視聴可否を制御 ・許可していないセットトップボックスでの不正視聴防止	・FC(通信制御部) ・PC(STB制御部)	○	○	
	・バックアップソフト			○	○	
	・セキュリティソフト			○	○	
	・UPSソフト など			○	○	
	・OS(オペレーティングシステム)			○	○	
	①基本ソフト			○	○	

インストール等経費については、補助対象ソフトへのインストール、設計・設定費については、補助対象ソフトへのインストール、設計・設定費を明確にしておくこと。

(3) 補助対象設備、補助対象外設備を審査する際の基本的考え方

- ア 整備しようとする施設・設備が交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致しているか。
- イ 余分なもの、過剰なものを整備していないか。
- ウ 補助目的に合致しない設備は、たとえ上記（1）①～②に該当しても、補助対象設備とは認められない。（使用時期が未定、使用目的や効果が不明確 等）
- エ 整備した施設・設備が将来的に継続して使用が見込めるものであるか。
市町村合併などを予定している場合には、新市町村等で整備された施設・設備が引き続き有効活用されるものであるか。
- オ ICT関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいものであることから、耐用年数が満了する前に、十分な効果が発揮できなくなるようなものでないか。
- カ 過剰な設備整備にならないか。既存のインフラを有効活用できているか。既設の未利用施設・設備があるにも関わらず、同様の物を整備してしまうようなものでないか。

6 補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

補助事業と他事業（単独事業、他省庁国庫補助事業等）を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設（設備）で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。総務省と協議し、それぞれの事業内容等を勘案し合理的な方法を採用すること。

また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方について以下のとおり。

(1) 費用按分

- ア 費用按分が必要なケース
- ・事業目的以外の利用のために芯線や機器等の施設・設備を追加整備する場合（Q&A 問 11 の場合を除く）
 - ・事業目的以外のネットワークと相互接続するための芯線や機器等の施設・設備を整備する場合
 - ・その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を整備する場合（当該部分を補助対象外とする場合） 等
- イ 費用按分の対象経費
- ・単独事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
 - ・出精値引き等（実績報告時）
 - ・消費税
 - ・消費税仕入控除税額
- ウ 費用按分方法の基本的考え方
- ・伝送路を共用する場合は使用芯線数による比例按分を基本とする
 - ・伝送路を共用する場合であって論理分割する場合は専有帯域（伝送容量）による比例按分を基本とする
 - ・その他ケースに応じて個別に判断する。

(2) 対象施設（設備）で区切る場合

補助事業と併せて、事業内容が同じ事業（所謂継足し単独事業等）を実施する場合、按分という方法は採らずに、それぞれの費用負担を対象施設（設備）で区切るという方法も可能である。

(3) 費用を折半する場合

按分計算が複雑になるなど、特段の理由がある場合。総務省に個別に相談のこと。

7 公募・交付申請書の作成と確認のポイントについて

(公募申請にあたっての留意点)

- i 公募は、申請主体から公募申請された実施内容について、公募要領に定める評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況・予算額等を勘案して、事業採択の内示を行うものである。内示のあった事業の交付申請を行った者のみを対象として交付決定を行うため、公募申請においては交付要綱様式第1号に基づく申請書等への公印の押印は不要である。
- ii 補助金の額が区分ごとに100万円未満となる事業は、補助事業に馴染まないため注意が必要。複数の事業区分に基づいて補助事業を行う場合に、1つの申請書で100万円を超えるものであっても、1区分の補助金額が100万円未満となる場合は対象外とする。

(交付申請にあたっての留意点)

交付申請及びそれに伴う交付決定は、補助事業の具体的な実施内容と事業費を決定するものである。したがって、交付決定後に実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。

(1) 申請書の作成について

① はじめに

- ア 交付要綱様式第1号により作成する申請書(資料1)、同様式別紙1「補助事業の概要」(資料2)及び別紙3「工事概要書」(資料10)、見積書等は内容を必ず一致させること。
- イ 申請を行おうとする補助金以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している(予定も含む)場合は、補助金と別事業の区分が分かるようにすること。
また、見積書等の添付資料については、事業ごとに対象事業が分かるよう記載もしくは色分け等を行うこと。

② 申請書の構成について

以下の資料を順番に編さんのこと。詳細についてはⅡ. 8別紙1を参照すること。

- ア 公募申請書(Ⅱ. 8別紙2)
 - イ 申請書(交付要綱様式第1号)(資料1)
 - ウ 補助事業の概要(交付要綱様式第1号別紙1(資料2))
 - エ 整備計画書(資料3)及び添付書類(資料4、資料6～9等)
 - オ 見積書(資料5-1、5-2)
 - ・ 見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書の作成は、補助事業者が自ら作成すること。
 - ・ 事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下の「見積書の作成及び確認留意点」を参照すること。
 - ・ 見積書の記載されている費目が、Ⅱ 5の「補助対象範囲・経費」のいずれに合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は必ず総務省に相談すること。
 - カ 工事概要書(交付要綱様式第1号別紙3(資料10))
 - キ 補助事業を連携主体が行う場合、次の資料
 - ・ その連携主体を構成する全団体を列記したもの
 - ・ 申請書を提出する市町村が、連携主体の代表団体であることが確認できるもの
 - ク 口座設置届出書(資料11)
 - ケ 参考資料
- 必要に応じてア～キの補足説明資料(理由書等を含む)を添付のこと。
- 例) 他事業との費用按分整理ペーパー(単独事業等と一体的に実施している場合)、既設伝送路の設置年月日が分かるもの(ループ化等と同時に既設伝送路設備の更改を行う場合、当該既設伝送路設備の施工に係る契約書や工事検査調書等を提出すること)、〇〇〇を本事業で整備する理由(総務省から審査の際に求めることがある) 等

○見積書の作成及び確認留意点

i 表紙

- (i) 申請者名（代表者名）
- (ii) 日付
- (iii) 事業名（「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」の表記があること）

ii 内訳表

- (i) 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- (ii) 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
 - ・補助対象、補助対象外の費目が細くなる場合には、別表でまとめること。
 - ・〇〇一式△△円となっている場合は内訳表にその具体的な内容を記載すること。内訳表では〇〇一式という内容での記載は認められない。
- (iii) 見積りが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- (iv) 同一事業者が複数地方公共団体を整備する場合、地方公共団体毎の物品単価や工事単価に差がないか確認すること。単価が異なる場合は、それが適切と判断した資料を添付のこと。
- (v) 機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。
 - ・確認のポイント
 - 他事業者の相見積りを取る
 - ※相見積りに際して取得した資料も添付のこと
 - ※相見積りに際して取得した資料については、その内訳も申請者作成の見積書の内訳と記載が一致するものとする。
 - 補助金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する
 - 積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと
 - 同一又は同等製品の価格相場をカタログやインターネットで確認する
- (vi) 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。
- (vii) 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
- (viii) 他事業との費用按分について
他事業と一体的に整備する場合には、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、**資料5-1**及び**資料5-2**のとおり当該部分の総事業費、按分計算方法と補助金と他事業それぞれの事業費を記載すること。なお、按分方法については、本マニュアルで定めのあるものについては、それに従って算出されているか確認すること。
- (ix) 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率により算出している場合は、何の基準に基づいているかを確認すること。また、率によらず必要な経費を積上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出させ確認すること。
- (x) 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、新施設の建設事業を実施することができないなど直接必要と認められるのかどうかを確認すること（補助対象とする撤去工事の範囲を図面等で確認すること）。
- (xi) 老朽化した既設伝送路設備の更改を行う場合は、同時に行うループ化等に係る費用と項目を分けて区別できるようにすること。

8. 書類の提出

書類の提出は、正本1通に副本1通、C D－R（1枚）等の電子媒体を添えて、申請者の所在地を管轄区域とする総合通信局長あて提出すること。

詳細についてはⅡ．8別紙1を参照すること。電子ファイルについては、Ⅱ．8別紙1のファイル名を付して指定のファイル形式で提出すること。

（提出先）

（北海道） 北海道総合通信局情報通信部放送課 有線放送担当 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎12F 担当：畑澤、福嶋、梅野 電話：011-709-2311（内4663, 4674）／ FAX：011-708-5151 e-mail：houso2-hokkaido@ml.soumu.go.jp	（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県） 東北総合通信局放送部有線放送課 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 担当：佐藤、星、平野 電話：022-221-0706／FAX：022-221-1808 e-mail：yuho-toh@ml.soumu.go.jp
（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県） 関東総合通信局放送部有線放送課 〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 担当：前田 電話：03-6238-1722／FAX：03-6238-1719 e-mail：kanto-yusenoso@ml.soumu.go.jp	（新潟県、長野県） 信越総合通信局情報通信部放送課 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 担当：樋口、田上 電話：026-234-9930／FAX：026-234-9999 e-mail：shintsu-yuhou@ml.soumu.go.jp
（富山県、石川県、福井県） 北陸総合通信局情報通信部放送課 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 広坂合同庁舎 担当：堂下、明父 電話：076-233-4493／FAX：076-233-4499 e-mail：hokuriku-hoso@ml.soumu.go.jp	（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県） 東海総合通信局放送部有線放送課 〒461-8795 名古屋市東区白壁一丁目15番1 名古屋合同庁舎第三号館 電話：052-971-9136／FAX：052-971-9394 e-mail：tokai-yuho@soumu.go.jp
（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県） 近畿総合通信局放送部有線放送課 〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館4階	第1有線放送担当（京都府、大阪府、奈良県） 電話：06-6942-8571 第2有線放送担当（滋賀県、兵庫県、和歌山県） 電話：06-6942-8572 FAX：06-6942-7622 e-mail：kinki-yuho@ml.soumu.go.jp
（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県） 中国総合通信局放送部有線放送課 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 担当：半田、鳴川 電話：082-222-3388／FAX：082-502-8153 e-mail：chugoku-yuho@ml.soumu.go.jp	（徳島県、香川県、愛媛県、高知県） 四国総合通信局情報通信部放送課 〒790-8795 松山市宮田町8-5 担当：柴川、小松 電話：089-936-5039／FAX：089-936-5014 e-mail：shikoku-yuuhou@ml.soumu.go.jp
（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県） 九州総合通信局放送部有線放送課 〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1 担当：中濱、江崎、植野 電話：096-326-7877／FAX：096-326-7867 e-mail：h-yuho@ml.soumu.go.jp	（沖縄県） 沖縄総合通信事務所情報通信課放送担当 〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区 5階 担当：鉢嶺 電話：098-865-2307／FAX：098-865-2311 e-mail：okinawa-hoso@ml.soumu.go.jp

公募申請・交付申請提出書類一覧表

Ⅱ 8 別紙 1

以下の書類を管轄する総合通信局に持参または郵送により提出すること。

提出書類	書式	紙媒体 ※ 1	電子ファイル		注意事項
			ファイル名 ※ 2	ファイル形式 ※ 3	
公募申請書	Ⅱ 8 別紙 2	・ A4 判片面印刷	〇〇00 応募	MS-Word	・ <u>公募申請時のみ提出</u>
交付申請書 (様式第 1 号)	資料 1	・ 公印を押印した 申請書の原本を 提出 (<u>公印の押 印は交付申請時 のみ必要</u>) ・ A4 判片面印刷	〇〇10 申請	MS-Word	・ 別紙 (交付金事業の概要) を必 ず添付 ・ プリントアウトした時に <u>A4 判 2 枚</u> となるよう調整
別紙 1 第 4 「地域ケーブル テレビネットワーク整備事業」	資料 2		〇〇11 別紙	MS-Word	
上記別紙 1 第 4 に定め る添付書類「整備計画 書」	資料 3	・ 様式適宜	〇〇20 添付 01 〇〇20 添付 02 ...	任意	
上記整備計画書の添付 資料 ・ 整備エリア図 ・ 契約予定内容に関する調査表 等	資料 4、6 ～ 9 等	・ 様式適宜	〇〇21 別添 01 〇〇21 別添 02 ...	任意	・ 書類の右肩に <u>資料番号</u> を記載 ・ 資料番号は、 <u>ファイル名の番号</u> と一致。 ・ 回線系統図は、現行のもの及び 整備後のものの 2 種類を作成 すること。
交付申請書に定める添 付資料「補助事業に要 する経費の見積書」	資料 5 - 1 (総括表)、 5 - 2 (内 訳表)	・ 様式適宜 ・ 写し可	〇〇30 積算 01 〇〇30 積算 02 ・ ・ ・	MS-Word、 MS-Excel、 MS-Power Point、 Adobe PDF 等	・ 書類の右肩に <u>資料番号</u> を記載 ・ 資料番号は、 <u>ファイル名の番号</u> と一致。 ・ <u>総括表と内訳表の 2 つ</u> を作成す ること。
様式第 1 号別紙 3 「工 事概要書」	資料 10		〇〇40 工事	MS-Word	
<連携主体の場合> 連携主体の構成団体一 覧	様式適宜	・ 様式適宜	〇〇70 連携	任意	
<連携主体の場合> 連携主体の代表承認書	様式適宜	・ 公印を押印した 申請書の原本を 提出 (<u>公印の押 印は交付申請時 のみ必要</u>)	〇〇71 連携	Adobe PDF 等	・ <u>申請主体が連携主体の場合のみ 提出が必要</u> ・ 電子ファイルは紙媒体をスキャ ンしたもの ・ 代表団体以外の構成団体が押印 ・ 1 団体につき 1 枚でも、全構成 団体で 1 枚でも可
口座設置届出書	資料 11	・ 押印した届出書 の原本を提出	〇〇80 口座	MS-Word	・ <u>交付申請時のみ提出が必要</u>
参考資料					

※ 1 すべて A4 判で提出すること。ただし、図表等で A4 判ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限り A3 判で提出すること。

※ 2 ファイル名の〇〇の部分は〔申請主体名〕とする。申請主体名は略称で可。

また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。

例： 総務市 10 申請.doc

※ 3 フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、必ず指定のファイル形式で提出すること。

※ 4 第三セクター法人にあっては、「公印」とあるのは「代表者印」と読み替えること。

番		号
年	月	日

総務省情報流通行政局長 殿

申請者の名称 代表者氏名

平成 28 年度第 2 次補正予算に係る「放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業分）」公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類（注）を添えて申請します。

- 1 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付申請書（案）
- 2 補助事業の概要（添付資料を含む。）
- 3 工事概要書
- 4 見積書

（担当者欄）

所属部署名：

役職名：

氏名：

TEL：

FAX：

E-mail

（注）公募申請書類への公印の押印は不要。

申請時点の総務大臣名を記載すること

総務大臣 ○○ ○○ 殿

番 年	月	号 日
--------	---	--------

申請者の名称 代表者氏名 （注1） 印

平成28年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付申請書

平成28年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

平成○年に、○○補助金により整備したHFCケーブルテレビ網の幹線上に、土砂災害警戒区域に指定されている箇所等があるため、異ルートの整備等を行う。併せて、当該土砂災害警戒区域を含む区域の既設伝送路が老朽化しているため、当該既設伝送路の更改を行うことでより強じんな放送ネットワークの構築を図る。

また、既存設備では幹線に障害が発生しても、障害箇所の特定ができないため、監視制御機能を有したノード等を設置することで監視制御機能を強化する。

2 交付を受けようとする補助金の額（注2） 金 □□□、□□□千円

3 補助事業の概要

- ☐ 別紙1 第1（観光・防災情報Wi-Fiステーション整備事業）
☐ 別紙1 第2（地域公共ネットワーク整備事業）
☐ 別紙1 第3（放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業））
☒ 別紙1 第4（放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業））

4 添付資料

- (1) 別紙2 整備計画（観光・防災情報Wi-Fiステーション整備事業のみ）
 (2) 補助事業に要する経費の見積書
 (3) 別紙3 工事概要書（注3）
 (4) 補助事業を連携主体が行うものについては、
 ア 当該補助事業を行う連携主体を構成する全団体を列記したもの
 イ 本様式に従って交付申請書を提出する地方公共団体又は法人が、当該補助事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注4）

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
 市町村長 印」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
 代表者 印」

と記載すること。

（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

- (注3) 放送ネットワーク整備支援事業(地上基幹放送ネットワーク整備事業)については、工事を要しない場合は提出を要しない。
- (注4) 連携主体を構成するすべての市町村が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

第 4 放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	(注) 〇〇県 〇〇市 〇〇市長 総務 太郎
補助事業の概要	平成〇年に、〇〇補助金により整備した HFC ケーブルテレビ網の■■地区への幹線上に、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があり、断線が想定されるため、△△地区から■■地区へ異ルートを整備することでループ化を行う。併せて、当該土砂災害警戒区域を含む区域の既設伝送路が設置から〇〇年以上経過して老朽化しているため、当該既設伝送路の更改を行うことでより強じんな放送ネットワークの構築を図る。 また、◇◇地区は具体的な災害等は想定されないものの、他の代替情報伝達手段もなく、ケーブルテレビへの依存度が高いため、断線した場合重大な支障が想定されることから、☆■地区から◇◇地区への異ルートを整備し、複線化を行う。 さらに、既存設備は監視制御機能を有しておらず、障害が発生した場合に障害箇所の特定に時間を要するため、監視制御機能を備えたノードを整備して、監視制御機能を強化する。
施設の設置場所	〇〇県〇〇市◇◇ 〇〇県〇〇市■■ 〇〇県〇〇市☆■
着工予定日	平成〇〇年〇月〇日
完了予定日	平成〇〇年〇月〇日

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事業費
施設・設備費	□□□、□□□	△△△、△△△
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計	□□□、□□□	△△△、△△△

備 考

(注) 連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長」

と記載すること。

添付書類

- (1) 以下の事項を含む整備計画書を添付すること。
 - ・ 補助事業により多重化又は監視制御機能が強化されるサービスエリア図等（運営法式（ＩＲＵ方式、公設公営方式等）、エリア内世帯数及びエリア内加入世帯数）
 - ・ 補助事業の必要性、緊急性、規模の適正性を示す資料
- (2) 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額及び負担方法
- (3) その他参考となる資料

地域ケーブルテレビネットワーク整備事業・整備計画書

朱書きは記載例及び注意事項のため、申請時は削除すること。

申請主体	申請主体名	〇〇県 〇〇市																					
	代表団体の長名	〇〇市長 総務 太郎																					
	担当者連絡先	〇〇部△△課 係長 総務一郎 電話：XXX-XXXX-XXXX、メール：*****@++++. jp																					
事業概要	①事業内容 平成〇年に、〇〇補助金により整備した HFC ケーブルテレビ網の幹線上に、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があり、断線が想定されるため、△△地区から■ ■地区へ異ルートを整備することでループ化を行う。併せて、当該土砂災害警戒区域を含む区域の既設伝送路が設置から〇〇年以上経過して老朽化しているため、当該既設伝送路の更改を行うことでより強じんな放送ネットワークの構築を図る。 また、◇◇地区は具体的な災害等は想定されないものの、他の代替情報伝達手段もなく、ケーブルテレビへの依存度が高いため、断線した場合重大な支障が想定されることから、☆ ■地区から◇◇地区への異ルートを整備し、複線化を行う。 さらに、既存設備には監視制御機能がないため、監視制御機能を備えたノードを整備して、監視制御機能を強化する。(サービスの高度化に伴い、ネットワークの監視機能の強化のために、ヘッドエンド側に遠隔制御機能を可能とする改修を行い、加入者宅の一部に遠隔制御機能を可能とする設備を設置する。)																						
	②事業費 (単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費(全体)</th> <th>事業費(補助対象)</th> <th>補助金申請額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設・設備費</td> <td>〇〇〇、〇〇〇</td> <td>△△△、△△△</td> <td>□□□、□□□</td> </tr> <tr> <td>用地取得費・道路費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画・開発費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>〇〇〇、〇〇〇</td> <td>△△△、△△△</td> <td>□□□、□□□</td> </tr> </tbody> </table>					事業費(全体)	事業費(補助対象)	補助金申請額	施設・設備費	〇〇〇、〇〇〇	△△△、△△△	□□□、□□□	用地取得費・道路費				企画・開発費				合計	〇〇〇、〇〇〇	△△△、△△△
	事業費(全体)	事業費(補助対象)	補助金申請額																				
施設・設備費	〇〇〇、〇〇〇	△△△、△△△	□□□、□□□																				
用地取得費・道路費																							
企画・開発費																							
合計	〇〇〇、〇〇〇	△△△、△△△	□□□、□□□																				
1. 自然災害など危険が想定されている箇所の強じん化(2. との重複記載不可)																							
想定箇所1 (複数箇所ある場合は 想定箇所2・・・と適宜追加すること)																							
(1) 想定箇所概要 ① 断線が想定される箇所 ■ ■地区 ② ケーブルテレビ網の所有者(自己所有のみ) 〇〇市(☆☆ケーブルと IRU 契約を締結し、貸与) ③ ケーブルテレビ網の種類(有線・無線(種類)の別) 有線(HFC 方式) ④ 断線により想定される支障 ア 支障内容 断線箇所から先の■ ■地区が途絶 イ 影響エリア世帯数 〇〇〇世帯																							

	ウ 影響エリア加入世帯数 ○○○世帯 エ 影響エリア加入率 ○○% ⑤ 断線が想定される理由(水害等、ハザードマップ等で確認できるとな可) ア 公的資料(ハザードマップ等がある場合) 土砂災害警戒区域に指定されている。 イ 過去被害、頻度 平成○年の梅雨時期の大雨により発生した地滑りの影響で有線網が断線し、復旧に 12 時間要した。 ウ その他(上記以外に理由がある場合、又は補足事項がある場合はこちらへ記載) ⑥ 当該断線による影響エリアにおける他の情報伝達手段の有無 (CFM、防災行政無線等) 無し。 (2)整備網概要 ① 整備網の種類 有線(光ファイバー) ② 整備場所・ルート ア 整備場所・ルート △△地区から■地区への異ルートを整備し、ループ化する。 イ 整備場所・ルート選定理由 土砂災害警戒区域外であり、災害が想定されていないため。 ③ 所要額(事業費) ○○○, ○○○千円 <u>※事業の適用可否の判断の対象となるので、可能な限り詳細に記載。</u>
2. 断線した場合重大な支障が想定される箇所の強じん化(1. との重複記載不可)	想定箇所1(複数箇所ある場合は 想定箇所2・・・と適宜追加すること) (1) 想定箇所概要 ① 重大な支障が想定される箇所 ◇◇地区 ② ケーブルテレビ網の所有者(自己所有のみ) ○○市(☆☆ケーブルとIRU 契約を締結し、貸与) ③ ケーブルテレビ網の種類(有線・無線(種類)の別) 有線 ④ 想定される支障 ア 支障内容 断線箇所から先に連なる世帯一帯への情報伝達が困難になる。 イ 影響エリア世帯数 ○○○世帯 ウ 影響エリア加入世帯数 ○○○世帯 エ 影響エリア加入率 ○○% ⑤ 重大な支障が想定される理由 当該影響エリアは難視地区であり、④エにあるとおりケーブルテレビへの依存度が高く、断線した場合影響エリア内住民の情報が遮断されるため。

	⑥ 当該断線による影響エリアにおける他の情報伝達手段の有無 (CFM、防災行政無線等) 無し。 (2) 整備網概要 ① 整備網の種類 有線(光ファイバー) ② 整備場所・ルート ア 整備概要・場所・ルート ☆■地区から◇◇地区への異ルートを整備し、複線化する。 イ 整備場所・ルート選定理由 災害等の影響が想定されていない最短のルートであるため。 ③ 所要額(事業費) 〇〇〇, 〇〇千円
3. ループ化等と同時に行う老朽化した既設伝送路の更改	
	(1) 既設伝送路の概要 ① ループ化等の対象区域 上記1. 想定箇所1 ② 上記ループ化等の対象区域における既設伝送路の設置後の経過年数 〇〇年 ③ 上記ループ化等の対象区域が含まれる条件不利地域の種別 過疎地域 (2) 整備網概要 ① 整備網の種類 有線(光ファイバー) ② 所要額(事業費) 〇〇〇, 〇〇〇千円
4. ケーブルテレビネットワークの監視制御機能の強化	
	(1) 現状の監視制御機能の有無 無し (2) (1)が「有り」の場合、その概要 (3) 整備する監視制御機能の概要 ア 何ができるようになるのか 障害が発生した場合、ノード単位で範囲を特定できる。 加入者宅の端末の監視及び遠隔制御機能の実装 イ 整備する設備 ノード、監視制御端末、〇〇・・・ Idp(認証認可システム)及びSMS(加入者管理システム)、IP STB 集中遠隔制御システム (クライアントライセンス)、IP STB ウ 設置場所 エリア内全体、〇〇・・・ ヘッドエンド、加入者宅 (4) 監視制御範囲 ア 監視制御されるエリア世帯数 〇〇〇世帯 イ 監視制御されるエリア加入世帯数

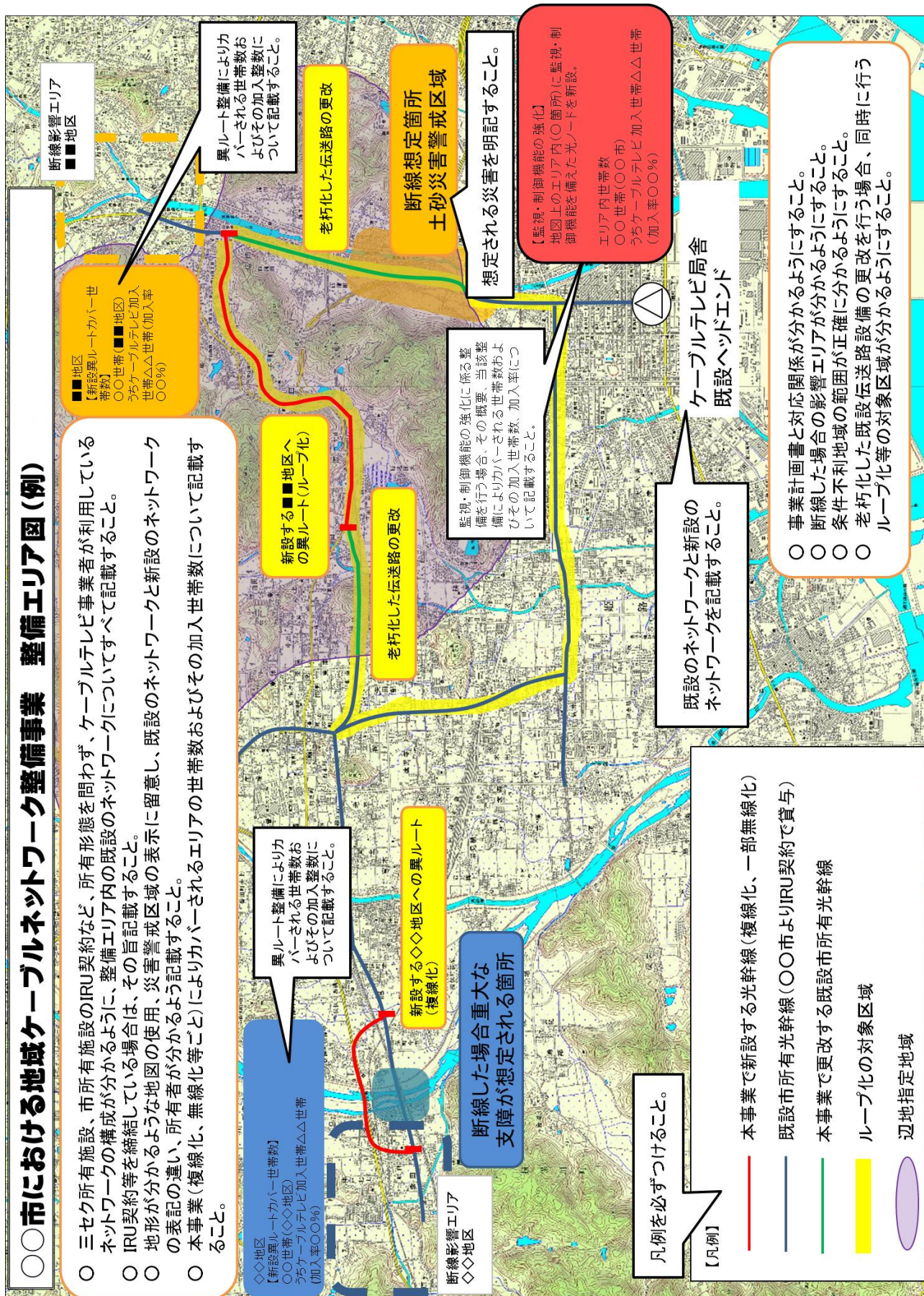
	〇〇〇世帯 ウ 監視制御されるエリア加入率 〇〇% (5) 所要額(事業費) 〇〇〇, 〇〇千円
5. 関連事業	※本事業と連携する事業や、時期を近接して実施予定のケーブルテレビ関連の事業等があれば記載。

添付資料

- ・契約予定内容に関する調査表
- ・光ファイバーケーブルの整備（使用）計画について
- ・芯線設計の基本的な考え方について
- ・回線系統図（光ファイバー、無線）
- ・ネットワーク構成図（有線・無線）
- ・その他計画書の内容を補足する資料（ハザードマップ等想定される災害等を示す資料、ソフトウェアのⅡ-5 別表 1-2 との対応表等）

〇〇市における地域ケーブルネットワーク整備事業 整備エリア図(例)

- 〇 三セク所有施設、市所有施設のIRU契約など、所有形態を問わず、ケーブルテレビ事業者が利用しているネットワークの構成が分かるように、整備エリア内の既設のネットワークについてすべて記載すること。
- 〇 IRU契約等を締結している場合は、その旨記載すること。
- 〇 地形が分かるような地図の使用、災害警戒区域の表示に留意し、既設のネットワークと新設のネットワークの表記の違い、所有者が分かるよう記載すること。
- 〇 本事業(複線化、無線化等ごと)によりカバーされるエリアの世帯数およびその加入世帯数について記載すること。



見積書（記載例）

姓名：平成〇〇年度 地域公共ネトワーク等強粉化事業

見積額(全体)

0 (消費税別)	0 (消費税込み)
0 (消費税別)	0 (消費税込み)

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇1-2-34
〇〇市長 〇〇〇〇

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

【見積書 総括表】

[illegible]

[illegible]

【契約予定内容に関する調査表】（記載例）

資料6

- （１） 補助事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額（円）
1	平成○年度□□市△△地区地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	工事請負契約	一般競争入札	5	567,890,123
2	平成○年度□□市△△地区地域ケーブルテレビネットワーク整備事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	指名競争入札	3	15,678,900
合計					583,569,023

注1 「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記入。

注2 「見積者数」は、事業費を算出するにあたり、見積もりを取った者数を記入。

注3 「見積額」は、見積もりにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。

注4 随意契約は、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合に限りできるものである。

- （２） 前記（１）の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名(予定)	契約の内容	見積額（円）	うち補助対象外見積額(円)
1	平成○年度□□市△△地区地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	工事請負契約	567,890,123	8,765,432
2	平成○年度□□市△△地区地域ケーブルテレビネットワーク整備事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	15,678,900	234,500
合計			583,569,023	8,999,932

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

- （３） 前記（１）で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

番号	契約名(予定)	随意契約を行う根拠 (地方自治法)	随意契約の理由
2	平成○年度□□市△△地区地域ケーブルテレビネットワーク整備事業に係る調査設計監理業務委託契約	地方自治法施行令第167条の2第○号	※具体的な理由を記載して下さい。

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

光ファイバーケーブルの整備(使用)計画について(記載例)

区間		全芯数	新設・更改 芯数	交付対象 芯数	使用芯数/ (うち既設活用芯数)	余剰芯数	備考
(1)	〇〇市ケーブル テレビ局舎～01 (〇〇km)	20 芯 (5T)	0 芯 (0T)	0 芯 (0T)	16 芯(4T)/2 芯	4 芯 (1T)	
(2)	01～02 (〇〇km)	16 芯 (4T)	0 芯 (0T)	0 芯 (0T)	14 芯(3T)/2 芯	2 芯 (1T)	
...	...～...	...	...	...	...	...	
(○)	01～03 (〇〇km)	4 芯 (1T)	0 芯 (0T)	0 芯 (0T)	2 芯 (0T)	2 芯 (1T)	土砂災害警 戒区域
...	...～...	...	...	...	...	...	
(○)	03～04 (〇〇km)	4 芯 (1T)	4 芯 (1T)	4 芯 (1T)	2 芯 (0T)	2 芯 (1T)	新設異ルー ト
(○)	04～05 (〇〇km)	4 芯 (1T)	4 芯 (1T)	4 芯 (1T)	2 芯 (0T)	2 芯 (1T)	新設異ルー ト
...	...～...	...	...	...	...	...	
(○)	ア～03 (〇〇km)	4 芯 (1T)	4 芯 (1T)	4 芯 (1T)	2 芯 (0T)	2 芯 (1T)	幹線更改
...	...～...	...	...	...	...	...	
(○)	イ～06 (〇〇km)	12 芯 (3T)	12 芯 (3T)	4 芯 (1T)	10 芯 (2T)	2 芯 (1T)	幹線更改
(○)	05～06 (〇〇km)	4 芯 (1T)	4 芯 (1T)	4 芯 (1T)	2 芯 (0T)	2 芯 (1T)	幹線更改
...	...～...	...	...	...	...	...	
(○)	08～09 (〇〇km)	4 芯 (1T)	0 芯 (0T)	0 芯 (0T)	4 芯 (1T)	0 芯 (0T)	断線した場 合重大な支 障がでる箇 所
...	...～...	...	...	...	...	...	

【注意事項】

- ・芯線設計の基本的な考え方について、別紙で説明すること。
- ・芯線についてはテープ数についても記載すること。(上記の例は4芯＝1テープ(T)の場合)
- ・整備したテープを「使用」としてカウントする場合は、全部の芯線(テープ)が使用されることが原則。
- ・余剰芯とは例えば既製品の4芯ケーブルを購入した方が、2芯ケーブルを特注で購入するより安い価格で調達できる場合などに生じるものであり、必然的に余剰芯が発生する場合に限り補助対象として認められる。
- ・添付図面：回線系統図と一致させること。
- ・災害が想定される箇所、断線した場合重大な支障がでる箇所を含む区間は備考欄にその旨記載すること。

芯線設計の基本的な考え方について(例)

1. 芯線積算の基本的考え方について

光ケーブル: 必要芯数の直近上位芯数である4芯1テープを使用。

テープ数: 必要芯線数直近上位の芯数テープ数を整備。

必要芯線数: 積み上げ方式。

スプリッター: ○分岐スプリッターを基本とし、1クロージャーあたり最大○スプリッターを搭載。

2. 放送・通信用

放送・通信用芯線数: ○○を参考としながら、○○な地域事情に合わせ整備。

必要芯線数: ○○によりクロージャー設置位置を決定し、○○に応じたスプリッター数を算出。芯線数○○の芯線を整備。

【本事業により新設する芯線数】

・必要芯線数 2芯(上り、下り用各1芯)

・敷設芯線数 4芯(4芯の光ケーブルが2芯光ケーブルよりも安価なため)

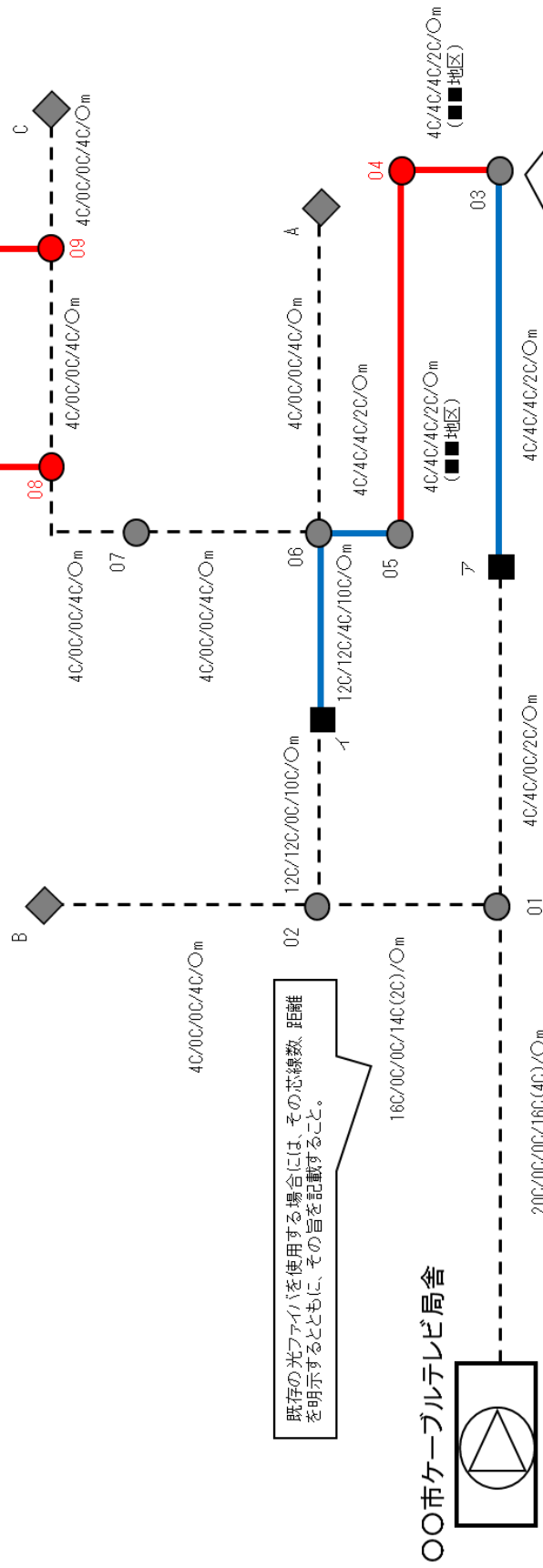
【残る2芯の考え方】

余剰芯として整理され、申請書、事業計画書に記載された範囲内で活用する。

(記載イメージ)

〇〇市回線系統図

- 回線系統図については、各団体(事業者)の使用する様式を使用して差支えないが少なくとも以下の内容が分かるものであること。
- 回線系統図は、現行ネットワークを図示したものの及び補助事業で整備した後のネットワークを図示したものの2種類を作成すること。



朱青…補助金事業対象設備 青青…補助金事業対象外設備										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名										品名 品名		
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

符号	品名	適用面	材質	個数	機	要
シリン	単位 mm	尺量	年	月	日	記
品名 ヘッドエンド装組ラック表図						
図 1. 02 2. 02 3. 02 4. 02 5. 02 6. 02 7. 02 8. 02 9. 02 10. 02 11. 02 12. 02 13. 02 14. 02 15. 02 16. 02 17. 02 18. 02 19. 02 20. 02 21. 02 22. 02 23. 02 24. 02 25. 02 26. 02 27. 02 28. 02 29. 02 30. 02 31. 02 32. 02 33. 02 34. 02 35. 02 36. 02 37. 02 38. 02 39. 02 40. 02 41. 02 42. 02 43. 02 44. 02 45. 02 46. 02 47. 02 48. 02 49. 02 50. 02 51. 02 52. 02 53. 02 54. 02 55. 02 56. 02 57. 02 58. 02 59. 02 60. 02 61. 02 62. 02 63. 02 64. 02 65. 02 66. 02 67. 02 68. 02 69. 02 70. 02 71. 02 72. 02 73. 02 74. 02 75. 02 76. 02 77. 02 78. 02 79. 02 80. 02 81. 02 82. 02 83. 02 84. 02 85. 02 86. 02 87. 02 88. 02 89. 02 90. 02 91. 02 92. 02 93. 02 94. 02 95. 02 96. 02 97. 02 98. 02 99. 02 100. 02 101. 02 102. 02 103. 02 104. 02 105. 02 106. 02 107. 02 108. 02 109. 02 110. 02 111. 02 112. 02 113. 02 114. 02 115. 02 116. 02 117. 02 118. 02 119. 02 120. 02 121. 02 122. 02 123. 02 124. 02 125. 02 126. 02 127. 02 128. 02 129. 02 130. 02 131. 02 132. 02 133. 02 134. 02 135. 02 136. 02 137. 02 138. 02 139. 02 140. 02 141. 02 142. 02 143. 02 144. 02 145. 02 146. 02 147. 02 148. 02 149. 02 150. 02 151. 02 152. 02 153. 02 154. 02 155. 02 156. 02 157. 02 158. 02 159. 02 160. 02 161. 02 162. 02 163. 02 164. 02 165. 02 166. 02 167. 02 168. 02 169. 02 170. 02 171. 02 172. 02 173. 02 174. 02 175. 02 176. 02 177. 02 178. 02 179. 02 180. 02 181. 02 182. 02 183. 02 184. 02 185. 02 186. 02 187. 02 188. 02 189. 02 190. 02 191. 02 192. 02 193. 02 194. 02 195. 02 196. 02 197. 02 198. 02 199. 02 200. 02 201. 02 202. 02 203. 02 204. 02 205. 02 206. 02 207. 02 208. 02 209. 02 210. 02 211. 02 212. 02 213. 02 214. 02 215. 02 216. 02 217. 02 218. 02 219. 02 220. 02 221. 02 222. 02 223. 02 224. 02 225. 02 226. 02 227. 02 228. 02 229. 02 230. 02 231. 02 232. 02 233. 02 234. 02 235. 02 236. 02 237. 02 238. 02 239. 02 240. 02 241. 02 242. 02 243. 02 244. 02 245. 02 246. 02 247. 02 248. 02 249. 02 250. 02 251. 02 252. 02 253. 02 254. 02 255. 02 256. 02 257. 02 258. 02 259. 02 260. 02 261. 02 262. 02 263. 02 264. 02 265. 02 266. 02 267. 02 268. 02 269. 02 270. 02 271. 02 272. 02 273. 02 274. 02 275. 02 276. 02 277. 02 278. 02 279. 02 280. 02 281. 02 282. 02 283. 02 284. 02 285. 02 286. 02 287. 02 288. 02 289. 02 290. 02 291. 02 292. 02 293. 02 294. 02 295. 02 296. 02 297. 02 298. 02 299. 02 300. 02 301. 02 302. 02 303. 02 304. 02 305. 02 306. 02 307. 02 308. 02 309. 02 310. 02 311. 02 312. 02 313. 02 314. 02 315. 02 316. 02 317. 02 318. 02 319. 02 320. 02 321. 02 322. 02 323. 02 324. 02 325. 02 326. 02 327. 02 328. 02 329. 02 330. 02 331. 02 332. 02 333. 02 334. 02 335. 02 336. 02						

工事概要書

事業を行う者の名称

代表者氏名（注 1） 総務 太郎 印

1 設置場所（注 2） ○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地

2 建設用地

(1) 建設面積 ○○○. ○m²

(2) 海拔高 ○○○m

(3) 敷地の所有関係

☐ 購入☐ 借地県・市有地、その他（具体的に）の例
主な借地条件（借地料、借地期間等）

(4) 用地周辺の状況 平地、山地の別

取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等

(5) 開発規制の状況 地目 ○○○

開発規制指定解除の必要の有無

3 施設の内容

(1) 建物の構造等 ○○○○造 ○階建

(2) 建築面積 ○○○. ○m²(3) 延べ床面積 ○○○. ○m²

(4) 鉄塔の構造等 ○○○○型 高さ（地上高） ○○m

4 実施計画

(1) 着手（予定）年月日 ○○年 ○月 ○日

(2) 用地取得（予定）年月日 年 月 日

(3) 着工（予定）年月日 ○○年 ○月 ○日

(4) 完了（予定）年月日 ○○年 ○月 ○日

5 資金計画

（千円）

収入		支出	
財源内訳		経費区分	（事業費）
補助金	交付（予定）額	施設・設備費	▲▲▲、▲▲▲
	□□□、□□□		
事業を行う者の負担額	予算額	用地取得・道路費	
借入金			
自己資金	◎◎◎、◎◎◎	企画・開発費	■ ■ ■、■ ■ ■
その他（ ）（注 3）			
小計			
合計	○○○、○○○	合計	○○○、○○○

6 添付図面

(1) 用地付近の見取図

(2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

（注１）連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

と記載すること。

（注２）施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに固有名称が有る場合は、当該名称を付記すること。

（注３）財源の内容を記入すること。

平成 年 月 日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長 殿

氏名

印

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更	変更の場合は旧債主コードを記入											
		旧債主コード											
口座名義	フリガナ												
	氏 名												
住 所	郵便番号												
	フリガナ												
	漢 字												
銀行等名称	銀行 金庫 農協 出張所												
預金種別 (該当に○印)	①普通預金（総合口座） ②当座預金 ③通知預金 ④別段預金												
口座番号	銀行番号 支店番号 口座番号 — —												
所 属	職 員	局 課（室）											
	委員等												
	法 人												

※太枠内を記入ください。

Ⅲ 交付決定

1 交付先の決定方法

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

- 交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していること
- 整備計画実施の確実性、事業継続の確実性があるものであること
- 技術上・制度上実現可能なものであること

2 追加資料の提出等

交付額の決定は、提出書類に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を要請する。

3 申請内容の確認・採択・修正

総務省は、審査結果を総合通信局を経由して、申請者あてに通知する。また、申請内容については、必要に応じて、申請者と総務省との間で調整の上、修正等を行うことがある。

4 交付手続き

（１）交付決定通知書の送付（交付要綱第7条（交付決定の通知））

交付決定を行う案件については、交付額を決定し、申請者に対して交付要綱様式第2号により交付決定通知書を送付する。

（２）補助事業の対象経費（交付要綱第4条（補助対象経費）、別表）

交付先は、本事業の実施に必要な経費として、交付要綱別表で定められた費目について補助金の支払いを受けることができる。（補助対象経費については、Ⅱ．5（pp.5～12）を参照のこと。）

（３）補助事業内容の変更（交付要綱第9条（変更等の承認））

交付決定通知書を受けた後、補助事業の内容を変更するときは、交付要綱様式第4号により総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的達成のために事業構成要素の相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合等、軽微な変更にあつてはその限りではない。

（４）補助金の支払い（交付要綱第14条（支払））

補助金は、交付決定内容に係る通知書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は原則として、事業終了後速やかに交付要綱様式第9号により実績報告書の提出を受け、交付要綱様式第10号により交付額を確定した後、交付要綱様式第11号により精算払いにより支払う。

5 事業の実施

（１）取得財産の取扱（交付要綱第19条（直接補助金交付の際付す条件））

取得財産等については、取得財産等管理台帳によって管理すること。また、補助金事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

総務省所管補助金等交付規則別表に定める処分制限期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

（２）取得財産の処分による収入の納付（交付要綱第19条（直接補助金交付の際付す条件））

取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させることがある。

6 報告

(1) 状況報告（交付要綱第11条（状況報告））

交付先においては、補助事業の進捗状況及び収支の状況について確認するため、状況報告を求められることがある。また、実績報告を行った後も、事業の継続的な運営に取り組み、適宜、総務省の求めに応じて、本事業に関する定量的効果データや課題等について、交付要綱様式第8号の様式により総務省に報告を行うものとする。

(2) 実績報告（交付要綱第12条（実績報告））

交付先は、補助事業が完了したときは、すみやかに交付要綱様式第9号により実績報告書を総務省に提出しなければならない。

IV 交付決定後について

1 契約について

補助事業者が補助事業を遂行する際は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、誠実に補助事業を行うように努めるとともに、補助事業を遂行するために行う契約形態については、「恣意的な調達先の選定」、「身内・利害関係者への発注」、「不適正に高額な価格での調達」等とならないよう十分留意すること。

補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降であり、単年度契約でなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない。）。また、契約の完了日は、交付申請書に記載の完了予定日以前でなければならない。

契約形態については、地方公共団体においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条及び同条の2の規定により原則として一般競争入札とする。また、指名競争入札又は随意契約は、地方自治法施行令第167条又は同条の2の各号に掲げる場合のみとすること。

第三セクターのケーブルテレビ事業者が補助事業を遂行するために行う契約については、地方公共団体が行う契約形態に倣って、原則として一般競争入札により実施することが求められる。ただし、一般競争入札に付することが想定しにくいケースもあることから、その場合は、複数社から見積書の提出を求めるなど、競争原理の中で選定すること。

なお、実施主体が市町村であるか第三セクターであるかを問わず、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にすること。

例：不適当な契約事例

- ① 交付決定を受けた A 市で補助事業の要件を満たす事業の一部を実証実験として既に実施している B 社に対し、最も効率的に事業を実施することができることを理由に、A 市が B 社と随意契約を行った
（不適当な理由）B 社が、A 市で既に実証実験を行っていたことをもって A 市が B 社と随意契約を結ぶことは、「恣意的な調達先の選定」、「利害関係者への発注」といった観点から問題である。複数社が入札できる環境を設けた上で、一般競争入札を行うことが必要である。
- ② 入札を行うことを広く一般に周知せず、複数社から見積書を入手し、最低価格の業者と契約を締結した
（不適当な理由）上記の手続きは、「随意契約」に該当するものであり、一般競争入札を活用できない明確な理由がない場合は、入札を行うことを広く周知した上で、一般競争入札を行うことが必要である。

2 計画変更等について

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 経費の配分を変更するとき。ただし、別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者へ通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第4項の規定を準用するものとする。

(1) 計画変更承認が必要な内容

ア 経費区分の20%を超える額の増減

・事業内容の変更より事業費が増減するもの。入札(企画競争による随意契約を含む)のみによる減額は当てはまらない。

イ 事業内容を変更するとき

・当初の交付決定の目的（申請書記載の補助事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。

（計画変更承認が必要な場合の例）

補助事業の目的・内容にもよるが、例えば以下のような場合が考えられる。

- アプリケーションの一部機能の削除による提供サービスの削減
- サービスエリアの変更
- 実地調査を踏まえた設置設備数の増減等による経費区分の20%超の額の増減
- 人件費単価の見直しによる経費区分の20%超の額の増減 等

なお、総務省は、交付要綱様式第4号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を確認すること。

（2）軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更に当たるかどうかの判断が困難な場合は、総務省に相談すること。また、実績報告の際にも以下の書類を添付すること。

総務省と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。

- ・ 変更理由書
- ・ 申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）
- ・ 見積書については申請時と変更後の相違表
- ・ 申請時と変更後の図面

（軽微な変更と認められる場合の例）

補助事業の目的・内容にもよるが、例えば以下のような場合が考えられる。

- 事業目的やサービスエリアの変更を伴わず、経費区分の額の増減が20%以下の場合であつて、能率的な事業の目的達成に資する以下の変更
 - ・ 伝送ルートの変更
 - ・ 実地調査を踏まえた設置設備数の減少
 - ・ 設備の同等品への変更
 - ・ 機器の設置場所の変更
 - ・ LAN配線の変更 等

（3）事業の中止、廃止について

補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

（4）事故報告について

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、総務省に相談すること。なお、補助事業の完了日とは、直接補助案件であれば工事の検査を完了した日を指す。

（5）交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には適正化法第17条、帰すことのできない場合には適正化法第10条により取り消すことがある。

3 差金回収について

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

(1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の補助事業者に対しては、総務省が実施する「補助事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。

補助事業者は、総務省からの求めに応じて当該時点における入札差金の状況を報告すること。

また、交付決定済の補助事業者に対し、交付要綱第11条に基づき様式第8号による入札差金の額の調査を行うこともあるので留意すること。

(2) 採択案件の交付決定額の変更

① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した補助事業者は総務省に対して交付決定額変更申し出の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を発出する。

② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

1 実績報告書の作成について

(1) はじめに

実績報告書（以下、報告書という。）は、補助事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。

(2) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかを確認するため、できる限り補助事業を実施した事実を目視すること。

また、整備した機器は必ず「平成28年度第2次補正予算地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」と表示されているかどうか確認すること。

注1：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとする。（幹線ケーブル等は表札等で適宜表示）

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実と反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があるので注意のこと。

□報告書の作成のポイント

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

イ 補助事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか。（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は補助対象外となる。）

ウ 請求書（領収書）の内容は適正か。（V. 2 別紙1参照）

エ 添付図面は事実を的確に示しているか。（V. 2 別紙2参照）

オ 写真では、図面と整備した機器が一致しているか。（V. 2 別紙3参照）

(3) 提出書類（V. 2 別紙4参照）

報告書は次の順に編さんすること。

- ① 報告書（交付要綱様式第9号・資料12）
- ② 支出総括表及び支出内訳表（資料13）
- ③ 支出総括表差異表（資料14）
- ④ 工事請負契約等に係る総括表（資料15）
- ⑤ 実施した事業の概要が把握できる図面等（交付決定時及び実績報告時の2種。資料4・8・9-1・9-2等を参考にして作成すること。）
- ⑥ 光ファイバーケーブルの整備（使用）計画について（資料7-1。実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。）
- ⑦ 芯線設計の基本的な考え方について（資料7-2。実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。）
- ⑧ II. 5 別表1・2との対応表（ソフトウェアを調達した場合。）
- ⑨ 口座設置届（交付決定時と変更がある場合のみ。資料11）
- ⑩ 契約先選定に関する書類（競争的選定を行った場合：一連の契約手続きを示す書類、随意契約の場合：選定理由書及び発注経費の妥当性を証する書類）
- ⑪ 調達を行った場合は、その事業者（以下、単に業者）との契約書の写し
- ⑫ 業者からの請求書又は同領収書の写し（その算出内訳が分かるものを含む）
- ⑬ 検査調書及びそれに類する書類の写し
- ⑭ I R U等によりサービスが行われる（見込みの）場合、当該サービス実施を証する書類

⑮ 完成写真（資料 16）

- 注 1 報告書の内容、申請時の事業の目的・概要、請求書（内訳）、添付図面等は内容を必ず一致させること。
- 注 2 補助事業に関連、若しくは、重複する国の事業がある場合は、その区分が分かる施設概要図に各々の補助事業の対象箇所が分かるように色分け等すること。また単独事業がある場合や既存設備を活用する場合も同様。

（４）提出方法

補助事業が完了した日¹から 1 箇月を経過した日又は翌会計年度の 4 月 5 日のいずれか早い日まで、に管轄の総合通信局へ「（３）提出書類」に掲げる書類を提出すること。（但し、できるだけ早期の提出に努めること。修正期間を考えると締め切り日の 2 週間前までに提出することが望ましい。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。）

（５）実績報告書提出後の事務手続き

実績報告書提出後、内容の審査を経て総務省から「補助金の額の確定通知書」が送付された際には、速やかに「補助金精算払請求書」（交付要綱様式第 11 号）を提出すること。

¹ 事業が完了した日：交付決定の対象となった事務事業が完全に終了したとき（補助事業者が検査を完了した日。）。

2 経理等について

(1) 補助金の支払い

総務省から額の確定通知書により補助金額が通知される。これを受けて補助事業者は、要綱第14条第2項に定める「補助金精算（概算）払請求書」（様式第11号）を、総合通信局を通じて提出すること。

総務省では、提出された書類確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

(2) 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

補助事業者において、補助事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付要綱第16条の規定により「消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第12号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとする。特別会計で運営するなど課税対象の地方公共団体は報告書の提出が必要となるので注意のこと。

(3) 補助事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(4) 補助事業で整備した物品の管理

取得財産等管理台帳を作成し、管理すること（V 2—別紙5参照）。

また、各物品には、必ず「平成28年度第2次補正予算地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにすること。

(5) 補助事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、取得価格の多寡にかかわらず、あらかじめ総務省に相談をすること（総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について等を参照の上で必要な財産処分手続を判断することとなる。）。

請求書（領収書）の審査について

1 はじめに

交付要綱の様式第9号では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっている。先に提出されている申請書に添付した見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認すること。確認にあたっては、Ⅱ7の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

2 請求書（領収書）の内容について

(1) 留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

- ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとする。
- イ 請求書は、請求額を記載した「請求書鑑」と積算根拠の詳細がわかる「請求内訳」を提出すること。それをもとに、補助事業と他事業の費用按分等が分かる支出総括表（資料13）、交付申請時の見積りと請求書の内容の差異が分かる表（資料14）、工事請負契約等に係る総括表（資料15）を作成するものとする。都合、請求書については内訳も資料13・資料14の内訳と記載が一致するものとする。
- ウ 請求内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。

(2) 審査すべき内容

基本的には交付申請時に倣って審査のこと。但し、以下の項目については、特に注意すること。

- ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認をとった事項も含め、資料14の差異表に理由を記載すること。
- イ 積算内容が適正か。
 - ① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。
 - ② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認。
 - 機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。
 - 管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。
 - 〇〇一式△△円となっている場合、その内訳を確認。
- ウ 記載内容に誤りはないか。
 - ① 項目別経費一覧
 - ・請求書の金額を要綱上の経費の項目別経費の表に分類して記載する。
 - ② 請求書かがみ
 - ・事業者名（代表者名、印も必要）
 - ・日付（請求日は事業者が実績報告を提出する日以前となっていること。）
 - ・工事名（「平成28年度第2次補正予算地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」）の表記があること。）
 - ③ 請求内訳
 - ・経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。（見出し番号を付記し、数字の流れをわかりやすくすることが望ましい。）
 - ・機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
 - ・資料13・資料14の内訳と記載が一致するものとする。
- エ 補助対象とならない経費が含まれていないか確認すること。
- オ その他
 - ① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。
 - ② 工事契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類を提出し、交付決定後に契約が行われているか確認すること。

添付図面の構成及び留意点について

1 考え方

添付図面は、補助事業の内容を把握できるものとする。詳細なものは必要ない。添付図面には「図面名」「凡例（印、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助事業対象となる部分を色分け等すること。確認にあたっては、Ⅱ 7 の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

※第〇期工事等と複数の工期がある場合、補助事業にて整備する部分がわかるようにすること。

2 構成及び留意点

添付図面は、用地付近の見取り図、設計の概要図で構成すること。

(1) 用地付近の見取り図

補助事業により整備されるエリア、センター施設等を色でマークすること。

その際は、必ずセンター（サブセンター）の位置を記入すること。

① 幹線等の整備

- ・ 5 万分の 1 程度の地図で、今回の補助事業によりサービスを行うことのできるエリアを色でマークする。

（整備するエリアにより地図の縮尺は自由に変更してよい。）

- ・ 光ファイバー等ネットワークの敷設状況、ノードの配置等が把握できる程度とすること。
- ・ 公共施設・学校と接続する場合は、位置を示すこと。

② センター施設の整備

- ・ センター施設（局舎）の新築・改築等をする場合、その状況がわかるようにすること。
- ・ 他の事業との合築の場合、それがわかるように表示する。

③ ヘッドエンド・監視制御装置・電源設備等の整備

- ・ 機器の設置状況がわかる図面

④ 用地・道路の整備

- ・ 購入する用地全体がわかる図面。図面には整備するセンター施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを示すこと。

(2) 設計の概要図

① 幹線等の整備

- ・ ヘッドエンド系統図
- ・ 光ファイバー等ネットワーク系統図は芯線数（使用芯線数/敷設芯線数）、距離がわかるように記載すること。また、ラック等における機器配置も分かるようにすること。

※ F T T H のうち、P O N 方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、S S 方式の場合は、加入者に最も近接しているクロージャーまで把握できるものとする。

※ H F C 等における同軸系統図の提出は不要とする。

② センターの整備

- ・ 建物内のレイアウトを表示。（室名も記載。）

③ ヘッドエンド・監視制御装置・電源設備等の整備

- ・ システム系統図等その他必要な図面

添付写真について

1 作成の考え方

整備した機器の事実を確認できるものとする。補助対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

以下の写真は不要。

- ・テレビ受像器による画質調整状況の写真
- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、補助事業すべての機器の写真を提出する必要はないが、補助事業者は可能な限り現地確認を行い、補助事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

2 写真作成の注意点

(1) 写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

注 写真は経年変色しない用紙で提出すること。

(2) 編さん方法

写真はクリアシート等で整理し、機器名、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。

なお、写真に補助事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かわかるように、シートの上、若しくは写真に油性サインペン等で囲むこと。

(3) 添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

3 撮影方法

(1) 屋内に設置されている機器の場合

基本的には、機器の設置が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影すること。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、補助金で整備した機器がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。

(2) 屋外に設置されている機器・ケーブルの場合

すべての機器について写真を撮る必要はない。ネットワークの一部無線化、複線化若しくはループ化又は監視制御機能の強化の状態を確認するのに必要な箇所のみで構わない。

ア 単価50万円以上の機器

地面から空中に架けられている全景＋機器の拡大写真

イ 単価50万円未満の機器

地面から空中に架けられている全景を撮影し、該当機器に印を付けること。

ウ ケーブル本体

アンプ等機器と兼ねて撮影されていれば良いが、途中の機器がない場合は、ケーブル分岐等のポイントになる部分のケーブル（電柱部分）を撮影すること。

(3) センター施設・用地等について

センター施設については、センター工事終了後、その外観と各室の写真とする。用地等の取得があった場合は、センター工事終了後の写真とし、用地が適度な広さであることを確認すること。

実績報告書類一覧表

以下の書類を管轄する総合通信局に持参または郵送により、提出すること。

提出書類	書式	紙媒体 ※1	電子ファイル		注意事項
			ファイル名 ※2	ファイル形式 ※3	
報告書 (様式第9号)	資料12	・押印した申請書の原本を提出 ・A4判片面印刷	〇〇01 報告	MS-Word	
支出総括表及び支出内訳表	資料13	・押印した表の原本を提出 ・片面印刷	〇〇02 支出総括	MS-Excel	
支出総括表差異表	資料14		〇〇03 支出差異	MS-Excel	
工事請負契約に係る総括表	資料15		〇〇04 契約総括	MS-Excel	
実施した事業の概要が把握できる図面等	資料4、8～9等		〇〇05 図面	MS-Power Point、Adobe PDF 等	・V. 2 別紙2参照
光ファイバーケーブルの整備(使用)計画について	資料7-1		〇〇06 ファイバー	MS-Word	・実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。
芯線設計の基本的な考え方について	資料7-2		〇〇07 芯線	MS-Word	・実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。
Ⅱ. 5 別表1・2との対応表(ソフトウェア関係)	様式適宜		〇〇08 ソフト	MS-Word、MS-Excel 等	
口座設置届	資料11	・押印した届出書の原本を提出 ・A4判片面印刷	〇〇09 口座	MS-Word	・交付決定時と変更がある場合のみ。
契約先選定に関する書類	様式適宜		〇〇10 契約選定	MS-Word、MS-Excel、Adobe PDF 等	・競争的選定を行った場合：一連の契約手続きを示す書類 ・随意契約の場合：選定理由書及び発注経費の妥当性を証する書類
業者との契約書の写し	様式適宜		〇〇11 契約書	Adobe PDF 等	
業者からの請求書又は領収書の写し	様式適宜		〇〇12 請求領収	Adobe PDF 等	・V. 2 別紙1参照
検査調書及びそれに類する書類の写し	様式適宜		〇〇13 検査	Adobe PDF 等	
IRU 等によりサービスが行われる(見込みの場合、当該サービス実施を証する書類	様式適宜		〇〇14IRU	Adobe PDF 等	
完成写真	資料16		〇〇15 写真	MS-Excel、Adobe PDF 等	・V. 2 別紙3参照
参考資料					

※1 すべて A4 判で提出すること。ただし、図表等で A4 判ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限り A3 判で提出すること。

※2 ファイル名の〇〇の部分は〔申請主体名〕とする。申請主体名は略称で可。また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。例：総務市 10 報告.doc
同じ種類の書類のファイルが複数分かれる場合は、末尾に連番の数字を付けること 例：総務市 050 図面 01.pdf、総務市 050 図面 02.pdf、総務市 050 図面 03.pdf、…

※3 フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、必ず指定のファイル形式で提出すること。

取得財産等管理台帳(平成 年度)

(単位:円)

区分 財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備 考

様式第9号（第12条第1項関係）

 番
年 月 日
号

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の区分 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

2 補助事業の実施状況

(千円)

交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額

3 事業の実施状況（注2）

補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工日	
完了日	

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予算額		実績額
借入金			
自己資金			
その他（ ）（注3）			
小計			

合計			
----	--	--	--

(円)

支 出		
経費区分	予算額	実績額（支出額合計）
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真
- (3) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

印 」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者

印 」

と記載すること。

(注2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注3) 財源の内容を記入すること。

支出総括表（記載例）

◎支出総括表は総括表（総合計を記載したもの）と機器の詳細がわかる内訳書の2段階のものが必要

一文出総括表を作成した日付を必ず記入すること
（請求日は、実績報告書の提出日以前であること。）

一補助事業者名、代表者名を記載すること。
（地方公共団体の場合は、代表者印は不要。）

姓名： 平成〇〇年度 地域ケーパーリテラビリティネットワーク整備事業

地域： 〇〇市（〇△地区）

平成〇〇年〇月〇日
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市1-2-34

〇〇市長 〇〇 〇〇 印

請求額（全体） 114,000,000（消費税別） 119,700,000（消費税込）
請求額（交付対象） 104,000,000（消費税別） 109,200,000（消費税込）

【支出総括表 総括表】				全体（補助事業及び一施設工事）				補助対象部分（一施設工事）				（単位：円）	
項番		項 目		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
Ⅰ	1	施設・設備の資材費等											
		居舎・センター施設											
		イ 鉄塔										0	
		ウ 外構設備										0	
		エ 伝送路設備										0	
		オ 無線アクセス装置		1 式		20,000,000	20,000,000	一部補助対象外	-		-	10,000,000	
		カ 遠受信装置		1 式		30,000,000	30,000,000		1 式		30,000,000	30,000,000	
		キ 種別伝送路		1 台		1,000,000	1,000,000		1 台		1,000,000	1,000,000	
		ク 電源設備		1 式		50,000,000	50,000,000		1 式		50,000,000	50,000,000	
		ケ 監視制御・測定装置		1 式		50,000,000	50,000,000		1 式		50,000,000	50,000,000	
		コ ヘッドエンド装置										0	
		サ その他事業を実施するために必要な経費										0	
Ⅱ	2	施設・設備の設置に係る工事費											
		居舎・センター施設											
		イ 鉄塔										0	
		ウ 外構設備										0	
		エ 伝送路設備										0	
		オ 無線アクセス装置		1 式		1,000,000	1,000,000		1 式		1,000,000	1,000,000	
		カ 遠受信装置		1 式		1,000,000	1,000,000		1 式		1,000,000	1,000,000	
		キ 種別伝送路		1 台		1,000,000	1,000,000		1 台		1,000,000	1,000,000	
		ク 電源設備		1 式		10,000,000	10,000,000		1 式		10,000,000	10,000,000	
		ケ 監視制御・測定装置										0	
		コ ヘッドエンド装置										0	
		サ その他事業を実施するために必要な経費										0	
Ⅲ	3	附属施設（大臣が別に定める施設・設備）の資材費等											
	4	附属施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に係る工事費											
		小計				114,000,000	114,000,000					10,000,000	
		用地取得・道路費											
		イ 用地取得・道路費										0	
		ウ 用地取得費（用地購入費）										0	
		イ 土地造成費										0	
		ウ 取り付け道路敷料費										0	
		エ 附属工事費										0	
		小計											
		共通経費											
		調査設計費										0	
		イ 調査設計費										0	
		イ 改修補修費										0	
		ウ 調経費										0	
		小計				0	0					0	
		合計（値引き前）				114,000,000	114,000,000					10,000,000	
		出納簿引き											
		合計（値引き後）				114,000,000	114,000,000					10,000,000	
		消費税				5,700,000	5,700,000					500,000	
		合計（税込）				119,700,000	119,700,000					10,500,000	

（△記号等は使用しないこと）5百万円の出納簿引きの場合、

「-5,000,000」と入力してください。

（支出内訳表、内訳書） ※金額及び数量標準値についてはあくまでも例示である。

内 訳		項 目		数量	単位	金額	備考	数量	単位	金額	補助計算	備考	数量	単位	金額	補助対象部分（一般施工工事）	数量	単位	金額	備考	
Ⅰ	工	1	掘削・設槽の原材費等																		
	エ	1	掘削・設槽の原材費等																		
	カ	1	掘削・設槽の原材費等																		
	コ	1	掘削・設槽の原材費等																		
	ク	1	掘削・設槽の原材費等																		
	ケ	1	掘削・設槽の原材費等																		
	ケ	2	掘削・設槽の原材費等																		
	コ	1	掘削・設槽の原材費等																		
	コ	2	掘削・設槽の原材費等																		
	ク	1	掘削・設槽の原材費等																		
	ク	2	掘削・設槽の原材費等																		
	ケ	1	掘削・設槽の原材費等																		
	ケ	2	掘削・設槽の原材費等																		
	コ	1	掘削・設槽の原材費等																		
	コ	2	掘削・設槽の原材費等																		
	ク	1	掘削・設槽の原材費等																		

支 出 総 括 表 差 異 表 (記 載 例)

平成〇〇年度 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業
〇〇市(〇△地区)

実績額

103,971,763 円(消費税は別途)
109,170,351 円(消費税込み)

【総括表】														(単位:円)		
		項目		申請時(補助対象経費)				実績時(補助対象経費)				備考(差異理由)				
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考					
Ⅰ		施設・設備費														
	1	施設・設備の資材費等														
		ア	局舎・センター施設													
		イ	鉄塔													
		ウ	外構施設													
		エ	伝送路設備													
		オ	1	式	20,000,000	20,000,000		1	式	10,000,000	10,000,000					
		カ	無線アクセス装置													
		キ	1	式	30,000,000	30,000,000		1	式	30,000,000	30,000,000					
		ク	1	台	1,000,000	1,000,000		1	台	1,000,000	1,000,000					
		ケ	1	式	50,000,000	50,000,000		1	式	50,000,000	50,000,000					
		コ	ヘッドエンド装置													
		サ	その他事業を実施するために必要な経費													
	2	施設・設備の設置に係る工事費														
		ア	局舎・センター施設													
	イ	鉄塔														
	ウ	外構施設														
	エ	伝送路設備														
	オ	1	式	1,000,000	1,000,000		1	式	1,000,000	1,000,000						
	カ	無線アクセス装置														
	キ	1	式	1,000,000	1,000,000		1	式	1,000,000	1,000,000						
	ク	1	台	1,000,000	1,000,000		1	台	1,000,000	1,000,000						
	ケ	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	10,000,000	10,000,000						
	コ	ヘッドエンド装置														
	サ	その他事業を実施するために必要な経費														
3	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の資材費等															
4	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に係る工事費															
					114,000,000					104,000,000						
Ⅱ		小計														
		用地取得・道路費														
	1	用地取得・道路費														
		ア	用地取得費(用地購入費)													
		イ	土地造成費													
		ウ	取り付け道路整備費													
		エ	附帯工事費													
		小計														
	Ⅲ		共通経費													
		1														
			ア	調査設計費												
			イ	改修補強費												
			ウ	諸経費												
			小計												0	
		合計(値引き前)												114,000,000	104,000,000	
	出精値引き												-30,952	-28,237		
	合計(値引き後)												113,969,048	103,971,763		
	消費税												5,698,452	5,198,588		
	合計(税込)												119,667,500	109,170,351		

支出内訳表

(単位:円)												
項目		申請時(補助対象経費)			実績時(補助対象経費)			備考(差異理由)				
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	仕様	図面番号	写真番号	
Ⅰ 施設・設備費												
1 施設・設備の資材費等												
エ 伝送路設備												
光ケーブル(8芯)	1000	m	60	60,000								
光ケーブル(12芯)	1000	m	120	120,000	1000	m	115	115,000				
...	○	m	...	...	○	m	...	...				
コ ヘッドエンド装置												
シグナルプロセッサ	5	台	500,000	10,000,000				9,000,000				
出力増幅器	2	台	500,000	1,000,000	2	台	450,000	900,000				
分配器	2	台	500,000	1,000,000	2	台	490,000	980,000				
混合器	2	台	500,000	1,000,000	2	台	500,000	1,000,000				
...	○	台	...	...	○	台	...	...				
...	○	台	...	...	○	台	...	...				
2 施設、設備の設置に係る工事費												
エ 伝送路設備												
光ケーブル(8芯)	1000	m	60	60,000	1000	m	50	50,000				
光ケーブル(12芯)	1000	m	120	120,000	1000	m	115	115,000				
...	○	m	...	...	○	m	...	...				
コ ヘッドエンド装置												
シグナルプロセッサ	5	台	1,000,000	1,000,000			1,000,000	994,500				
出力増幅器	2	台	20,000	100,000	2	台	19,000	95,000				
分配器	2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000				
混合器	2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000				
...	○	台	...	...	○	台	...	...				
...	○	台	...	...	○	台	...	...				
小計												
Ⅱ 用地取得・道路費												
Ⅲ 共通経費												
ア 調査設計費												
現場調査費	1	式	1,000,000	3,000,000				2,980,000				
詳細設計費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	995,000	995,000				
...	○	○	...	...	○	○	...	1,000,000				
ウ 諸経費												
共通仮設費	1	式	1,000,000	3,000,000				2,980,000				
現場管理費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	993,000	993,000				
一般管理費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	997,000	997,000				
...	○	○	...	...	○	○	...	990,000				
小計												
合計												

※申請時欄の額については、入札差金の回収に伴う交付決定額の変更を行った場合には、変更前の額を用いることとし、変更承認を受けた場合には、変更後の額を用いること。

※仕様の欄にはメーカー、機種、型番及びスペック等を記載。

※備考の欄には工事費算出根拠となる材料費小計、労務費小計、直接工事費、明細書の番号、変更理由書の番号等を記載。

※材料費、物品で一式としているものは明細で内訳を明確にすること。

※図面番号は、各図面に記載の番号と合致させること。

※写真番号は、写真掲載の表に記載の番号と合致させること。

◎他の書類とのリンクは設定していません。リンク及び数式を入力する場合は、各団体の責任によりおこなってください。

明細にどのような作業を行ったのか記載すること

経費的に切り分けできない場合は作業内容のみで可

※申請時欄の額については、入札差金の回収に伴う交付決定額の変更を行った場合には、変更前の額を用いることとし、変更承認を受けた場合には、変更後の額を用いること。
※仕様の欄にはメーカー、機種、型番及びスペースバック等を記載。
※備考の欄には工事費算出根拠となる材料費小計、労務費小計、直接工事費、明細書の番号、変更理由書の番号等を記載。
※材料費、物品で一式としているものは明細で内訳を明確にすること。
※図面番号は、各図面に記載の番号と合致させること。
※写真番号は、写真掲載の表に記載の番号と合致させること。

◎他の書類とのリンクは設定していません。リンク及び数式を入力する場合は、各団体の責任によりおこなってください。

明細にどのような作業を行ったのか記載すること
経費的に切り分けできない場合は作業内容のみで可

(写真イメージ)

詳細内訳表の写真番号欄に記載の番号と合致すること。

写真番号 1

施設名 ○○○役場

設置場所 ○○課

内容
メディアコンバータ

図面番号 1

撮影位置 ①

センター施設を
統施設の名称を
記載

施設内の具体的に設置され
た場所を記載すること。
「総務課」「事務室」「ロ
ビー」「屋外」等

完了後写真

平面図の図面番号を
記載

複数の機器が写っている場合は矢印で示す等わかるようにす
ること

平面図に記載の撮影位置の番号を
記載

写真番号 2

施設名 ○○○役場

設置場所 ○○課

内容
メディアコンバータ

図面番号 2

撮影位置 ②

完了後写真

写真番号

施設名

設置場所

内容

図面番

撮影位置

完了後写真

【当整備事業用オリジナルQ & A】**【応募が予算額を上回った場合の比較審査】**

問1 今回は、自治体整備案件と第三セクター法人整備案件の両方併せて、補助金の予算額が決まっているが、応募（申請）額が上回った場合は、採択はどのように行うのか。

（答）

まず、本マニュアル pp. 5～12 に記載したように、交付要綱第3条（定義）並びに第4条（補助対象経費）に照らし補助対象と認められない設備分を控除する審査をした上で、補助対象となり得る設備が予算額を上回ることになった場合は、自治体整備案件、第三セクター法人整備案件を含め全体の中で比較する審査（比較審査）を経て、より補助目的に合致するものから順に採択することになると考えている。

【IRU等公設民営形態】

問2 交付要綱第3条にいう「市町村又は第三セクター法人が所有する・・・放送・通信ネットワーク」とは、公設民営・指定管理者への委託・IRU方式など、市町村が所有しているものの、運営面で民間事業者を活用しているものも含まれると解して良いか。

（答）

市町村又は第三セクター法人が所有するケーブルテレビネットワークについて補助する事業なので、公設公営、公設民営、民設民営でも対象となる。

したがって、IRUによる公設民営の形態での登録・届出事業者も認められる。

【自主放送なし施設、届出施設】

問3 補助対象は放送法に定める登録一般放送事業者のみか、それとも設備を所有している市町村であれば規模は問わないか。

（答）

補助金交付要綱上は、「自主放送が無い」事業者、「規模の小さい」事業者であっても除外されていないところ。しかし、限られた予算の中での執行であることから、採択団体を決める段階では、止むを得ず、「自主放送あり」、「規模の大きいもの」を優先し、「自主放送なし」、「規模の小さいもの」は劣後するという採択基準となると考えている。

【伝送路の撤去・張り替え】

問4 現状、伝送路の多重化ができていないケースで、補助金を使って、現在の伝送路を撤去し新しく張り替えすることは認められるか。

（答）

既設伝送路を撤去し、そこに光ファイバーを敷設するケースは、交付要綱第3条に規定する「ループ化等」に該当しないことから、補助対象にはならない。ただし、離島等の条件不利地域においては、ループ化等と同時に老朽化した既設伝送路設備の更改を行う場合は補助対象となる場合がある（【これまでの補助事業用Q & Aからの抜粋】問4も参照）。

【伝送路の三重化】

問5 既設伝送路において「二重化」が達成されている場合に、「三重化」のための補助申請は認められるか。

(答)

補助対象としては認められない。

【伝送路の高度化】

問6 現状、ネットワークの大半が同軸ケーブルのケーブルテレビについて、補助事業で迂回路を整備又は既設伝送路を更改する際に、光ファイバーにより当該整備又は更改することは認められるか。(結果的に、伝送路が高度化されるということは認められるか。)

(答)

現時点で有線伝送路を整備又は更改する方法として、光ファイバーの方がコスト的にも低廉であるとして合理的理由がつく場合は、結果的にその部分の伝送路が高度化されるということは問題ないと考えている。

【全区間二重化】

問7 補助対象となるのは、断線により重大な支障が想定される区間のみか。説明がつかないエリアを含め、既存ネットワーク全区間の二重化は認められないか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。補助目的に照らして説明できない部分については、補助対象とするのは難しいと考えている。

【同一ルートでの予備芯線の確保】

問8 既存伝送路と同一ルートにバックアップ回線を敷設するような形態でも、複線化として認められるか。

(答)

既存伝送路上に予備芯線の確保、同一又は隣接の電柱への敷設といった方法は、自然災害には脆弱であると考えられるところ。そうした申請案件があった場合は、補助目的達成の確実性という観点からして、低い評価となり、比較審査の結果、劣後することになると考えている。

なお、一部の区間で、道路がその一本しかない、迂回路がないようなケースについては、この限りではない。

【市と第三セクター法人の連携したネットワークのループ化】

問9 現在、市のヘッドエンドを第三セクター法人のサブヘッドエンドとして共有しているケースにおいて、市所有の光ケーブル回線と第三セクター法人所有の光ケーブルを接続することで、ネットワークのループ化を構築する補助事業は認められるか。

(答)

例えば、災害発生時には第三セクター法人が市所有の光ケーブルを使用して市の代わりにサービスを提供するといったことを、予め、災害放送協定で締結しているといった、補助により整備する事業の実施確実性が客観的に認められる場合は、対象になり得ると考える。

【既にループ化されている住宅密集地での新たな複線化】

問10 現在、既にループ化されているエリアではあるが、当該箇所は住宅密集地であり、火災の際は被害拡大が予想される地域であることから、既設ルートとは別に、新たに異なるルートで迂回路を整備することは認められるか。

(答)

既にループ化されている箇所で更に異なるルートの新設については、補助対象とするのは難しいと考える。

【整備したループ回線からの一般世帯への接続】

問 1 1 現用回線のバックアップ用に整備した迂回伝送路を設計する際に、途中に一般世帯が接続可能となるようなクロージャー等の分岐用の機器を全額事業者負担で同時に整備することは可能か。

(答)

迂回伝送路の容量は、現用回線に照らし必要最小限の光ファイバーの芯線数に限定されることとなるが、必然的に「余剰芯」(注)が発生する場合であって、

- ・一般世帯に接続するのは「余剰芯」の範囲内に限ること
- ・総務省に提出した申請書において、当該余剰芯に接続する世帯数等が記載され、総務省がその利用を認めていること

などの要件を満たしている場合に限っては、ループ回線を設計するに当たり、その途中で足回り回線を接続できるような設計にすることは認められる。ただし、一般世帯接続のためのクロージャー等の整備は申請者側が全額負担となることが前提である。

なお、足回り回線への接続を見込んで設計した結果、整備ルートや芯数が本来の事業目的に照らして、事業費が過大(過剰)なものとなる場合には、申請額の減額や費用按分等を行うことになる。

(注)「余剰芯」(よじょうしん)・・・最も製造されている既製品の4芯ケーブルを購入した方が、2芯ケーブルを特注で購入するより安い価格で調達できる場合などに生じるものであり、必然的に余剰芯が発生する場合に限り補助対象として認められる。

【集中豪雨で川が氾濫した地域での整備】

問 1 2 数年前、集中豪雨で川が氾濫した地域で、幹線の迂回ルートを整備するに当たって、光ケーブル(15km)敷設、故障検出警報システム、自動切り替え装置(光変換装置、光増幅器)の整備は認められるか。

(答)

個別に判断することになるが、そのようなケースについては補助対象と認められると考える。

【隣接自治体のヘッドエンドから信号供給を受けているケース】

問 1 3 隣町の自治体ケーブルテレビのヘッドエンドから信号供給を受けており、当町のサブヘッドエンドまでの既設の連絡線(光ケーブル)が断線した場合、市内全域でケーブルテレビが視聴できなくなることが懸念されている。このようなケースにおいて、複線化(ループ化)を行うような事業は対象として認められるか。

(答)

個別に判断することになるが、そのようなケースについては補助対象と認められると考える。

【予備のヘッドエンド】

問 1 4 ヘッドエンドのバックアップセンターの整備は認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なるヘッドエンドのバックアップセンターということではなく、現地の地形、現用ヘッドエンドの損壊の危険性の程度にかんがみ、被災した場合の情報発信の再開のための伝送路の強化が主目的であり、そのために必要な場合については対象として認められる。その説明が出来ないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

【ヘッドエンドの移転事業】

問 1 5 伝送路の複線化・ループ化、監視制御機能の強化などを伴わない、ヘッドエンドだけを移転する移転事業は認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なるヘッドエンドの移転事業ということではなく、現地の地形、現用ヘッドエンドの損壊の危険性の程度にかんがみ、被災した場合の情報発信の確保のための伝送路の強化が主目的であり、そのために必要な場合については対象として認められる。その説明が出来ないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

【既設非常用発電機の移転事業】

問 1 6 津波等水害への対応として、既設の非常用発電機を屋上に移設する費用は対象となるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なる非常用発電機の移転事業ということではなく、現地の地形、現用非常用発電機の損壊の危険性の程度にかんがみ、被災した場合の情報発信の確保のための伝送路の強化が主目的であり、そのために必要な場合については対象として認められる。その説明が出来ないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

【予備電源がないケースでの新設】

問 1 7 現在、予備電源がないケースで、自家発電装置は補助対象となるか。

(答)

現在、無停電電源装置(UPS)、蓄電池(バッテリー)などの予備電源がないケースで、伝送路の複線化に伴い、伝送路使用のために必要な範囲内での自家発電装置を新設する場合は、補助対象として認められる。なお、バージョンアップ等の更新のケースは、補助対象として認められない。

【第2受信点の整備】

問 1 8 区域外地上波について受信設備が1箇所である為、災害による光ケーブル断線の恐れがあるため、災害時の断に備えるため、新たに第2受信点を整備するような事業は認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なる第2受信点の整備事業ということではなく、現地の地形、現在の受信点の損壊の危険性の程度にかんがみ、被災した場合の情報発信の確保のための伝送路の強化が主目的であり、そのために必要な場合については対象として認められる。伝送路の一部無線化、複線化・ループ化、監視制御機能の強化との関係で補助目的に合致することを説明してもらうことが必要。その説明が出来ないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

【受信点のモニター監視】

問 1 9 受信点の機器を監視するような設備は対象となるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なる受信点の機器監視(モニター監視)ということではなく、伝送路の一部無線化、複線化・ループ化、監視制御機能の強化との関係で補助目的に合致することを説明してもらうことが必要。その説明が出来ないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

【監視制御機能の強化】

問 2 0 伝送路の複線化・ループ化を行わず、単に監視制御システムを導入した場合でも補助対象となるのか。

(答)

「監視制御機能の強化」のみを行う事業は、交付要綱第 3 条の定義に該当するので、補助対象となる。

【補助目的に照らし説明がつかない設備整備】

問 2 1 伝送路の複線化・ループ化、監視制御機能の強化などを伴わない、サーバ類の予備機の購入は認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第 3 条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。伝送路設備の強化、監視制御機能の強化が主目的であり、それに伴い、放送用機器の改修が必要になる場合などについては対象になると考えるが、対外的に説明がつかない単なる予備機器の購入などについては、補助対象とすることは難しいと考える。

問 2 2 サーバ・ルータ等を補助事業者の施設内に置くのではなく、保守契約をした事業者の施設に置くことは可能か（サーバ等は補助事業者に所有権があるものとする）。

(答)

補助目的に合致していることが前提となるが、可能である。

当該機器については、補助事業で取得したものとわかるようにし、交付の目的どおりに事業に供されているか、補助事業者が責任を持って管理・確認することが必要。

【加入者系端末】

問 2 3 加入者宅内に設置する「ONU（光回線終端装置）」、「STB（セットトップボックス）」の購入費と宅内への引き込み工事・設置工事費は補助対象として認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第 3 条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。伝送路設備の強化、監視制御機能の強化が主目的であり、それに伴い必要になる場合などについては対象として認められる場合もあると考える。その説明が出来ないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

【更問】 「ONU」、「STB」など加入者系端末を契約解除等により移設、一時使用中断、故障による取替え等した場合、財産処分手続は必要となるか。

(答)

当該加入者系端末を同一補助事業者のサービスエリアの別加入者宅に再設置、同種類の機器に取替えるなどにより、監視制御機能の強化など補助事業の効果が同様に維持されていれば、不要である。なお、故障した機器であっても処分制限期間を経過していないものを廃棄しようとする場合は、取得価格の多寡にかかわらず、事前に総務省へ相談されたい。

【情報伝送手段の多様化】

問 2 4 既存の有線による告知放送を、コミュニティ FM、Wi-Fi など無線でも作動するようにハイブリッド化する整備費用は補助対象になるか。交付要綱第 3 条中の「放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から、有線網切断が想定される箇所等の一部無線化・・・を行う事業」に該当するのではないか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第 3 条（定義）で定める「補助目的」に合致して

いることが必要。

個別に判断することとなるが、本補助事業は、一義的には、災害により有線伝送路が切断した場合の代替伝送路の整備を念頭に置いた補助事業であることから、伝送路が切断していない状況を前提にした他の情報伝達手段の活用のための整備事業ということではなく、伝送路のループ化・複線化・一部無線化、監視制御機能の強化との関係で補助目的に合致することを説明してもらうことが必要。その説明が出来ないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

【情報伝送手段の多様化】

問 2 5 コミュニティFMをケーブルテレビ回線で再送信するために、受信アンテナや光送受信機の整備、ヘッドエンドの改修をするような事業は認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。

個別に判断することとなるが、本補助事業は、一義的には、災害により有線伝送路が切断した場合の代替伝送路の整備を念頭に置いた補助事業であることから、伝送路が切断していない状況を前提にした他の情報伝達手段の活用のための整備事業ということではなく、伝送路のループ化・複線化・一部無線化、監視制御機能の強化との関係で補助目的に合致することを説明してもらうことが必要。その説明が出来ないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

【第三セクター法人への出資】

問 2 6 複数の自治体にまたがったエリアにかかる整備をしたいが、現在一部自治体の出資しか受けていない。残りの自治体の出資も受ける見込であるが、交付申請時までには、補助事業の目的となる地域に属する全ての市町村の出資を受けることが必要か。

(答)

原則として補助事業の目的となる地域の市町村の出資を受けることが必要。例えば、補助事業によってA市及びB市の区域内でそれぞれ工事を行ったが、情報遮断が回避されることになるのはB市の区域内である場合、B市からの出資が必要となる。

また、交付申請時までに出資が完了していることが望ましいが、どうしても交付申請時までに関合わない場合は、出資が確実であることを証明する書類(例：市町村の予算議決書、市町村と申請者の覚書等)を添付するとともに、出資予定日を整備計画書に記載すること。

【整備地域における災害の危険性】

問 2 7 本補助事業において、整備地域における災害の危険性は要件なのか。

(答)

補助事業として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致していることが必要。我が国では、地震などはどこでも起こり得るものであり、河川の氾濫、山崩れ、津波などといった災害危険区域であることなどは要件とはしていない。

なお、たくさんの応募があり、応募額>予算額、となり、比較審査となる場合は、考慮することになると考える。

【監視制御機能の強化】

問 2 8 市販されている監視制御機能システムは、IP VODなどといった最低限のサービスが付随しているが、その際に必要なIdP(認証認可システム)の導入やSMS(加入者管理システム)の改修、IP STB(セットトップボックス)の購入費等は、補助対象として認められるか。伝送路のループ化・複線化を行わず、単に監視制御システムを導入した場合でも補助対象となるのか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条(定義)で定める「補助目的」に合致して

いることが必要。監視制御機能の強化が主目的であり、それに伴い放送用機器の改修や加入者端末の導入が必要となる場合については対象になると考えるが、その説明ができないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

【可搬型無線設備】

問 2 9 災害により本来の有線伝送路が断線した場合、代わって短時間で立ち上げることができる「可搬型無線設備（幹線応急復旧用無線伝送装置）」、「予備電源（無停電電源装置等）」の購入費等は、補助対象として認められるか。

（答）

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なる可搬型無線設備ということではなく、現地の地形、断線が想定される箇所、その危険性の程度にかんがみ、災害時には機動的、柔軟な応急復旧が可能となり、速やかな情報発信の確保のための伝送路の強化が主目的であり、そのために必要な場合については対象として認められる。その説明が出来ないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

なお、当該設備は、安全な場所に配備され、ホットスタンバイ状態であるものに限る。

【可搬型ヘッドエンド】

問 3 0 災害により本来のヘッドエンドが損壊した場合、代わって短時間で立ち上げることができる「可搬型緊急用ヘッドエンド」、「予備電源（無停電電源装置等）」の購入費等は、補助対象として認められるか。

（答）

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なる可搬型緊急用ヘッドエンド購入ということではなく、現地の地形、断線が想定される箇所、その危険性の程度にかんがみ、災害時には機動的、柔軟な応急復旧が可能となり、速やかな情報発信の確保のための伝送路の強化が主目的であり、そのために必要な場合については対象として認められる。その説明が出来ないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

なお、当該設備は、安全な場所に配備され、ホットスタンバイ状態であるものに限る。

【サブヘッドエンド】

問 3 1 サブヘッドエンドの購入費等は、補助対象として認められるか。

（答）

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。単なるサブヘッドエンド購入ということではなく、現地の地形、災害の危険性の程度にかんがみ、被災した場合の情報発信の確保のための伝送路の強化が主目的であり、それに伴い必要になる場合については対象として認められる。その説明が出来ないケースについては、補助対象とすることは難しいと考えている。

【条件不利地域における老朽化した伝送路設備の更改】

問 3 2 ループ化等の対象区域の内外で一体的に老朽化した伝送路設備の更改を行う場合、補助対象設備と補助対象外設備で按分を行う必要があるか。また、ループ化等の対象区域の一部が条件不利地域内にある場合はどうか。

（答）

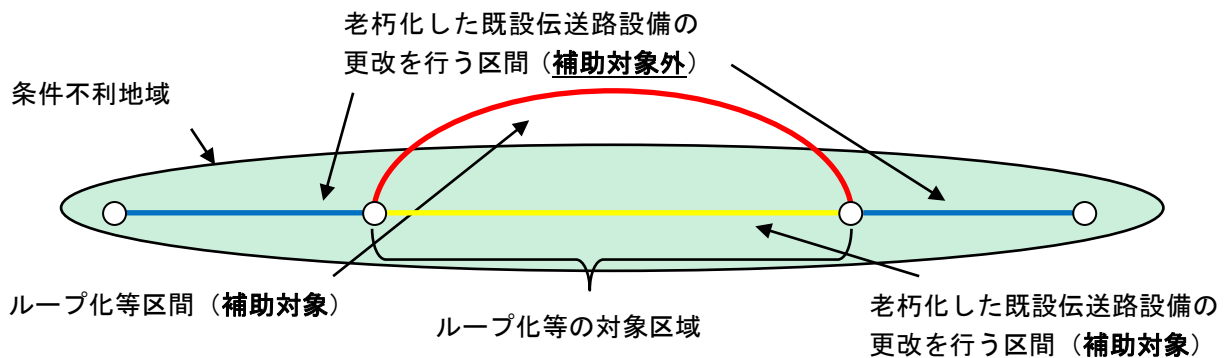
条件不利地域における老朽化した伝送路設備の更改はループ化等と同時に行うことが前提のため、当該ループ化等の対象区域（既設伝送路のうち、伝送路の断線等のおそれがある区域を含み、ループ化等に係る新設伝送路との接続点同士の間の区間）内で行う既設伝送路設備の更改が補助対象となり、条件不利地域内であってもループ化等の対象区域外で行う既設伝送路設備の更改は補助対象外となる。補助対象設備と補助対象外設備の更改を一体的に本事業で実施しようとする場合は、伝送路設備のうちケー

ブルにあっては更改を行うケーブルの総延長に占める補助対象のケーブル長の割合に応じて按分を行う等する必要がある。なお、ケーブル以外のクロージャや電源設備等については、条件不利地域内かつループ化等の対象区域内に設置するもののみが補助対象となる。

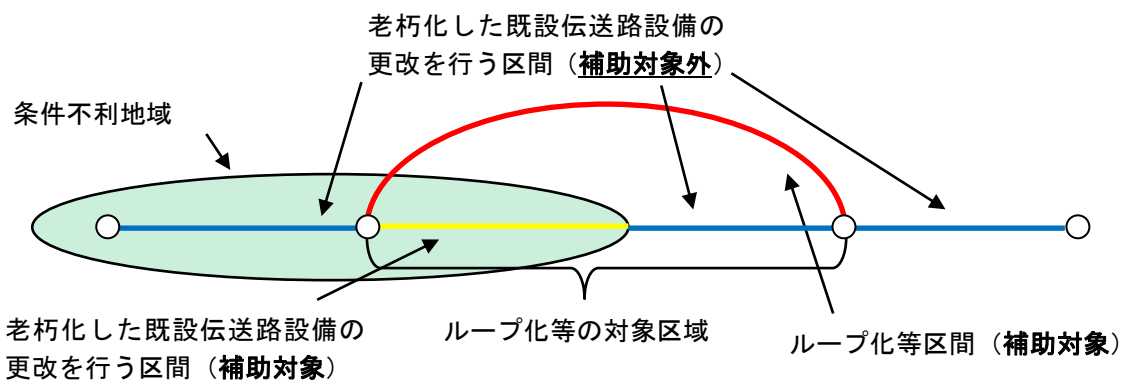
また、ループ化等の対象区域内であっても条件不利地域外で行う既設伝送路設備の更改は補助対象外となるため、上記同様に按分等を行う必要がある。

イメージ図

【ループ化等の対象区域の全部が条件不利地域内にある場合】



【ループ化等の対象区域の一部が条件不利地域内にある場合】



【既設伝送路の更改を行う場合の敷設芯数】

問 3 3 条件不利地域においてループ化等と同時に既設伝送路の更改を行う場合、光ファイバーにあっては敷設する芯数のうちどこまでが補助対象となるのか。

(答)

条件不利地域における老朽化した伝送路設備の更改はループ化等と同時に行うことが前提のため、補助対象となる芯数は当該ループ化等で整備する光ファイバーの芯数と同程度となる。

【既設伝送路の更改を行う場合の伝送路敷設ルート】

問 3 4 条件不利地域においてループ化等と同時に既設伝送路の更改を行う場合、既設伝送路の敷設ルートを変更してもよいのか。

(答)

原則として従来の伝送路敷設ルートからの変更は認められない。

【条件不利地域における主たる事業所及びヘッドエンド】

問 3 5 条件不利地域においてループ化等と同時に既設伝送路の更改を行う場合、補助事業者の主たる

事業所（本社社屋等）及びヘッドエンド施設も条件不利地域内に存在していなくてもよい。

（答）

主たる事業所及びヘッドエンド施設は必ずしも条件不利地域内に存在している必要はないが、ループ化等と同時に行う条件不利地域における既設伝送路の更改を補助対象とした趣旨（p. 4 参照）に鑑みると、主たる事業所及びヘッドエンド施設が両方とも条件不利地域内に存在していない申請案件は、比較審査の結果劣後する可能性がある。

【財産処分】

問 3 6 取得価格が 5 0 万円未満の財産は自由に処分してよい。

（答）

取得価格が 5 0 万円未満の財産であっても、補助金の交付の目的を達成するために特に必要ないと認められるもの以外で財産処分制限期間を経過していないものについては、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは総務省に対して財産処分手続が必要となる。補助金の交付の目的達成のために必要な財産は事業ごとに異なるので、財産処分を検討する場合は必ず事前に総務省へ相談すること。

【これまでの補助事業用Q & Aからの抜粋】

問1 事業費の上限額はあるか。

(答)

上限額は設定していない。

具体的な事業の計画内容が固まっているか、費用対効果の高いものか、目的を達成するために必要最低限の設備となっているか等の視点から総合的に審査を行い、予算の範囲内において交付決定を行うこととなる。

問2 当該事業の実績報告前に設備設置が完了した部分から順次サービスを開始することは可能か。

(答)

可能である。

問3 民間施設の一部のフロアを借り上げて設備を整備することは可能か。

(答)

当該施設の一部を設置スペースとして借用し、事業目的に沿った形で使用されることが明確に定められていること、補助事業で取得した財産等が取得財産等に関する処分制限期間程度以上に維持されることが長期の賃貸契約、協定書、覚書等により確保されているのであれば可能である。ただし、補助対象となるのは当該フロアに設置する設備費であり、施設の借用に係る費用は補助対象外となる。

問4 「撤去費」はどういうものが補助対象となるのか。

(答)

1. 撤去費については、既存設備を撤去しなければ、補助事業が完結しないと認められる場合、補助金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については補助金の対象とならない。なお、災害により生じた瓦礫の撤去も補助金の対象とはならない。

(例)

- 1) ケーブル関係：新たに敷設するケーブルと既設ケーブルが同一ルートである場合における既設ケーブルの撤去費用
・撤去する既設ケーブルについては、登録、届出の別や共聴施設等を問わない。
- 2) センター施設等の改修関係：補助対象事業で改修する部屋等における既存の壁・床等の撤去費用
- 3) 1)、2)により発生する廃材・産業廃棄物等の処分費

2. 以下の費用については、施設・設備の改修費用に該当するため、撤去費用ではなく、通常の工事費とする。

(例)

- 1) 広帯域化等に伴うアンプの交換費用等
- 2) 既設ラッシング、ハンガー等を一度取り外し、新たにケーブルを追加して、再度、一束化を行う場合の工事費用等
- 3) アスファルトの掘削・埋め戻し費用等
- 4) 電柱改修費用等

【更問】 撤去する施設の所有者と補助金事業の事業主体が異なる場合であっても、当該施設の撤去費は認められるのか。

(答)

原則認められない。例えば、電柱共架の場合、契約解除時のケーブル等の撤去は敷設者の責任にお

いてなされることが一般的であり、撤去費については敷設者が負担すべきものである。敷設者が負担すべき撤去費を補助金で負担することは、本来負担しなくても良い費用を負担していることになり、補助金の対象事業として認めることには疑義が残る。また、自営柱に添架されている場合についても、施設の所有者の負担において撤去すべきものであると考えられるので同様である。

したがって、撤去費が認められるのは、自前の施設・設備を撤去する場合である。

問5 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか。

(答)

事業主体が実施しようとしている事業の遂行に必要最小限であると認められるものは、施設・設備全体を補助金の補助対象とすることができるが、目的を異にする事業²と共用する施設・設備については、比例按分（例：面積按分等）の合理的な方法で按分すること。

※ 他事業との共有部分が多く、按分計算が複雑になる場合は、経理上の区分の明確化の観点から、共有部分全体を補助金の補助対象から外すことが望ましい。

【事例】 センター・局舎施設を図書館など別目的の施設と一体的に施工する場合で、面積按分を採用した場合。

(例：〇〇市多目的施設)

〇〇市センター施設 (A) ※補助事業部分	〇〇市図書館 (B)
	共用部分 (C)

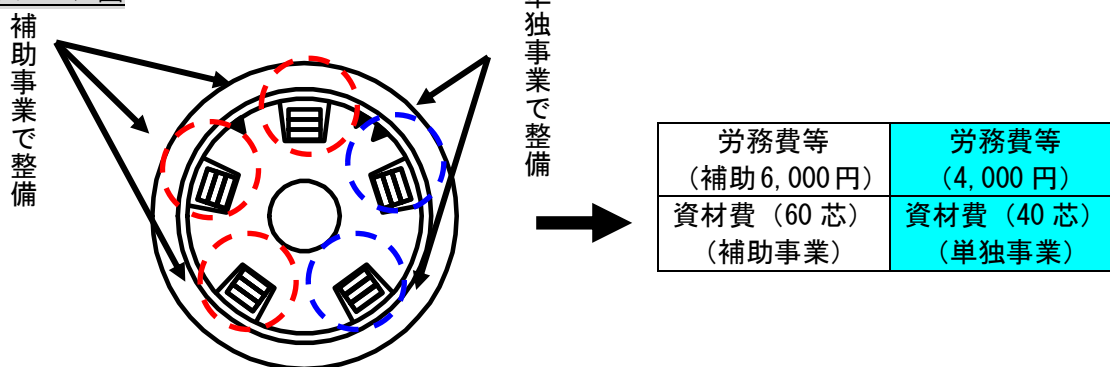
→ 補助事業の専有面積 (A) と他施設 (ここでは図書館) の専有面積 (B) により、建物工事の出来高を按分する。共有部分 (C) については、(A) と (B) の面積の比率で按分する。

問6 光ファイバー等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどうするのか。

(答)

資材費（光ケーブル）、雑材料、労務費、諸経費等について、芯数比により按分することとする。例えば、100芯のケーブルを敷設するとして、補助事業で敷設するものが60芯、単独事業で敷設するものが40芯であった場合、資材費（光ケーブル）の芯数比でそれぞれの費用を按分することとする。なお、数量や部材単価が個々に示せない工事費（諸経費等）や雑材料費については、補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）により補助対象経費を算出する。

イメージ図

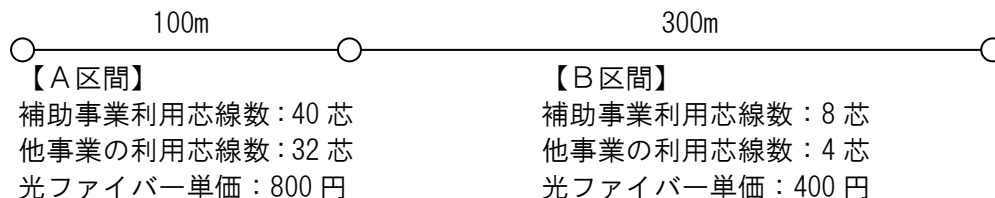


² 例えばラックであれば、役所内部の電算用のPCを配置したり、センター施設であれば、図書館を併設したり、社員食堂を整備したりするなど、整備の目的が本事業と相違する場合。

【光ファイバーの部材費の按分方法】

光ファイバーの部材費については、区間毎に補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の比率から按分距離に換算し、光ファイバーの単価（/m）を乗じて補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{補助事業利用芯線数}}{\text{補助事業利用芯線数} + \text{他事業の利用芯線数}} \times \text{距離} \times \text{光ファイバー単価}$$



$$\bullet \text{ A区間補助対象経費} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} \times 800 \text{ 円} = 44,444 \text{ 円}$$

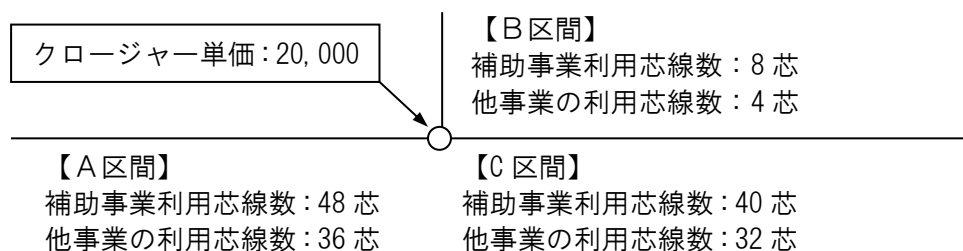
$$\bullet \text{ B区間補助対象経費} = \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} \times 400 \text{ 円} = 80,000 \text{ 円}$$

※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

【光ファイバー以外の部材費の按分方法】

光ファイバー以外の部材費（例えばクロージャー）については、補助事業の利用芯線数と他事業の利用芯線数により部材単価を按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{補助事業利用芯線数}}{\text{補助事業利用芯線数} + \text{他事業の利用芯線数}} \times \text{部材単価（/m）}$$



$$\bullet \text{ クロージャー補助対象経費} = \frac{48 \text{ 芯}}{48 \text{ 芯} + 36 \text{ 芯}} \times 20,000 \text{ 円} = 11,428 \text{ 円}$$

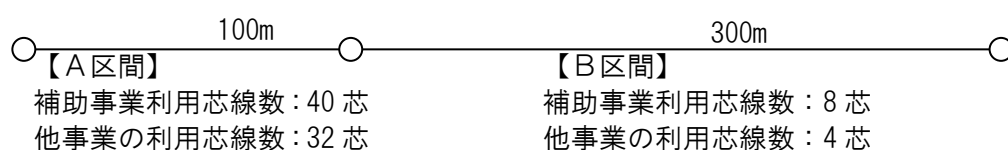
※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

【工事費（共通経費も含む）の按分方法】

光ファイバーの敷設工事など、区間毎に復旧事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の比率が異なり、それぞれの区間の工事費を明確に示せない場合は、光ファイバーの敷設工事等の全体経費を、①-(7)で示した補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）で按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{按分比率} = \frac{\text{補助事業利用芯線の距離換算値}}{\text{補助事業利用芯線の距離換算値} + \text{他事業の利用芯線の距離換算値}}$$

補助対象経費＝光ファイバーの敷設工事費等×按分比率



光ファイバー敷設工事費合計：1,000,000 円

$$\bullet \text{ 補助事業距離換算値} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 255.6\text{m}$$

$$\bullet \text{ 他の事業距離換算値} = \frac{32 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{4 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 144.4\text{m}$$

$$\bullet \text{ 按分比率} = \frac{255.6\text{m}}{255.6\text{m} + 144.4\text{m}} = 0.639$$

$$\bullet \text{ 補助対象経費} = 1,000,000 \text{ 円} \times 0.639 = 639,000 \text{ 円}$$

問7 補助事業と併せて把握すべき「一体施工工事（補助対象外部分）」の範囲は何か。

（答）

一体施工工事の定義は「補助対象工事と関連性のある工事をいい、原則として、補助事業の施工業者と同一の業者が同一時期に同一場所で施工する工事」である。

（更問） 出精値引きの取扱いについて

（答）

値引きについて一体施工工事のみ優遇した場合、補助事業の負担が過度に多くなるため、値引きについても按分すること。実績報告の際には、請求総括表又は内訳書に出精値引きを項立て計上すること。

①支出項目毎（契約単位）で値引きされている場合は、その項目に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

②事業全体の経費から値引きされている場合は、全体事業費に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

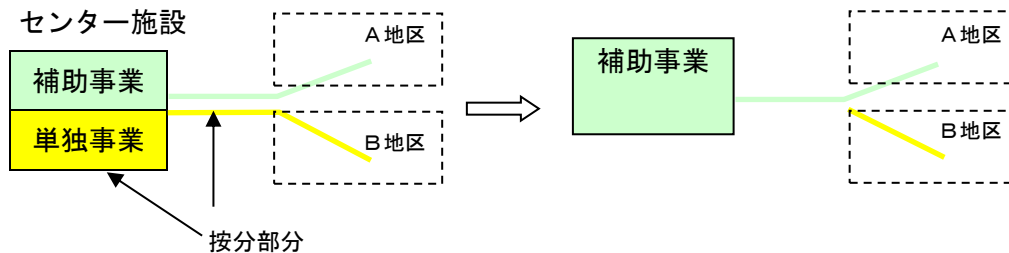
問8 他事業との費用按分は積算が複雑になってしまうので、按分以外の簡易な方法はないのか。

(答)

他事業との費用按分が必要となる事例としては、一つの施設や設備を他事業と一体的に整備する場合である。しかし、施設や設備の整備を物理的、面的に区分けすることで按分を回避することも可能。方法については、随時総務省へ相談願いたい。

【例1：センター施設と線路設備を敷設（A地区とB地区に整備）する場合】

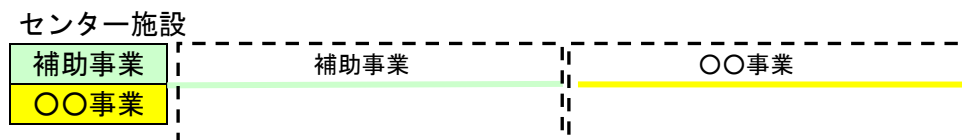
→一体的に実施する事業が、補助事業と同目的の事業であれば、費用区分を工区割りとし、共通部分（センター施設や幹線部分）はどちらかの事業で全額負担する。



【例2：センター施設と線路設備を敷設（A地区とB地区に整備）する場合】

→一体的に実施する事業が、補助事業と目的が異なる場合（例えば、農業振興地域のみを整備対象としている施策や特定の施設・設備のみを補助対象としている補助金等）は、単純な工区割りや事業費をどちらかの事業に寄せるということとはできないため、

原則按分に対応することになるが、工区などで切り分けができる場合もある。以下の図では、センター施設については、芯数や対象世帯数等で費用按分をし、線路設備については、エリアで区分する。



問9 設備の設置のために床上げ工事を行うが、補助対象となるか。

(答)

設備の設置に必要な部分のみの工事を補助対象とする。

問10 緊急性があったため、一部設備を単独経費で設置してしまったが、その経費は認められるか。

(答)

交付決定前に着手した工事等に要する経費は補助対象として認められない。

問11 迅速なシステム導入を図るため、当該地域に精通している事業者と随意契約を結んでよいのか。

(答)

自治体、第三セクター法人とも、原則として競争入札とする。例外的に随意契約を行う場合は、地方自治法等の定めに基づき適正な契約手続きを行うこと。

問１２ 納品時期が遅れ、８芯ケーブルが入手できない。早期に入手できる１２芯ケーブルを８芯区間にも用いることとしたい。全額補助対象としてよいか。

（答）

納期を理由に上位スペックの機器等を採用することは認められない。ただし、上位スペックの機器等であっても元々採用を予定していた機器等の価格の範囲内で納入されるのであれば、補助対象と認めることもある。

問１３ 補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

（答）

- ① 事前に事故報告が必要であり、早めに報告・相談を行うこと。
- ② 繰越は、事業主体の責に帰さない不可抗力の理由等がなければ原則不可。
- ③ 繰越を行うことになる場合でも、年度終了時に年度終了実績報告書の提出が必要。
- ④ 事故報告に記載した工事完了予定日に間に合わない場合は、再度事故報告が必要。

問１４ 無線を活用した情報配信システムを構築することを検討しているが、申請前に総合通信局等に相談することが必要か。

（答）

無線（周波数）を利用する事業については、周波数割合の可否や技術上の問題点を申請前に把握し、解決することが必要であることから、事前に総合通信局に相談すること。

問１５ 交付申請時、実績報告時の経費処理における留意点はあるか。

（答）

以下の点に留意願う。

（１）小数点以下の端数処理方法

金額、単価、時間などの経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号））に準じ、原則、切り捨てとする（次の（３）③の経常利益率を除く）。

ただし、補助事業者で定める各種規程等において端数処理方法を規定しており、総務省担当職員との事前協議において適正性が認められた場合、その規程の適用を認めることができる。

（２）外貨建て取引経費の円換算

- ・ 海外からの調達等、外貨建て取引経費の円換算は、補助事業者の規程等によるレートを使用すること（その際、レート換算の証拠書類を添付）。
- ・ 為替差益損については、経費の対象外とする。

(3) 自社、100%子会社等又は協議会等の構成員から調達を行う場合の利益排除

補助事業者が、下記の者から調達を行う場合は、最低価格落札方式(※)による一般競争入札により選定を行った場合で、かつ、下記の者以外のものから応募があった場合を除き、利益排除しなければならない。

※最低価格落札方式(自動落札方式):定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式(競争契約の原則的選定方式)。

- ・ 補助事業者自身
- ・ 補助事業者の100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社
- ・ 協議会等の構成員及びその100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社

なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用すること。

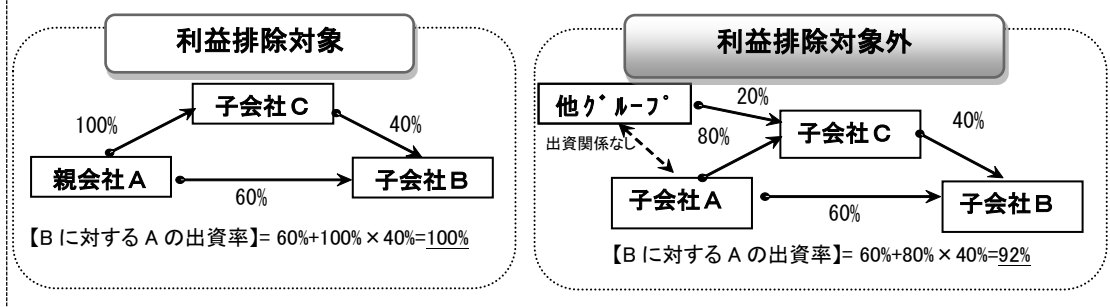
＜利益排除の方法＞

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告(損益計算書)における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等(決算書上の利益が赤字若しくは0の場合)の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第2位以下を切り上げた数値(X.X%)とする。

※③の場合は、実績報告時点の直近の確定決算における値を使用する。

＜100%出資の考え方＞

親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合には、利益排除の対象とする。



・ 事業期間中の変更について

事業期間中に投資比率が変動して、新たに100%子会社等となった場合、もしくは100%子会社等ではなくなった場合、投資比率変更日以降から、計上方法を変更すること。

・ 発注経費の妥当性を証する書類

利益相当分を排除した額を計上するとともに、発注経費の妥当性を証する書類を提出すること。

VII 参照条文

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）（抄）

（補助金等の交付の条件）

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2～4 （略）

（事情変更による決定の取消等）

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

平成２８年度第２次補正予算「地域ケーブルテレビネットワーク整備
事業」実施マニュアル

平成２９年２月発行

（問い合わせ先）
総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室
高度化推進係
電話/FAX ０３-５２５３-５８０８/０３-５２５３-５８１１